

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2026年5月21日提出
<b>【発行者名】</b>	アセットマネジメントOne株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 杉原 規之
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	積木 利浩
<b>【電話番号】</b>	03-6774-5100
<b>【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	マスターズ・マルチアセット・ファンド(安定型) マスターズ・マルチアセット・ファンド(バランス型) マスターズ・マルチアセット・ファンド(積極型)
<b>【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額】</b>	マスターズ・マルチアセット・ファンド(安定型) 2兆円を上限とします。 マスターズ・マルチアセット・ファンド(バランス型) 2兆円を上限とします。 マスターズ・マルチアセット・ファンド(積極型) 2兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月31日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について重大な約款変更(運用戦略の改善に伴う運用方針等の変更および各ファンドの商品性の明確化を目的とした変更)の手続きによる信託約款の変更の決定に伴い所要の変更を行うため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### (12)【その他】

<訂正前>

(略)

委託会社は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止<sup>\*</sup>、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

\* 信託約款変更が決定した場合には、「投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止」は削除されます。

(略)

<信託約款変更の予定について>

各ファンドは、信託約款を変更するための手続きを行います。

#### 1. 信託約款変更の内容

##### (1) 運用戦略の改善に伴う運用方針等の変更

新たな運用戦略を反映するよう投資態度を一部変更いたします。また現状の投資対象、投資態度において、主要投資対象を投資信託証券としておりますが、株価指数先物取引、債券先物取引、オプション取引等のデリバティブ取引を主要投資対象に加え直接投資することを可能とする変更を行うことで、より機動的な資産配分の変更をめざしてまいります。

なお、公募のファンド・オブ・ファンズは、一般社団法人投資信託協会<sup>\*</sup>規則において投資対象に制限が設けられているため、主要投資対象の変更に伴い、各ファンドのスキームをファンド・オブ・ファンズ方式からファミリーファンド方式に変更し、投資制限やその他の箇所にも所要の変更を行います。

\* 一般社団法人投資信託協会の名称は、2026年4月1日付で「一般社団法人資産運用業協会」へ変更される予定です（以下同じ。）。

##### (2) 各ファンドの商品性の明確化を目的とした変更

<積極型>：目標とする基準価額の変動リスク水準の変更

各ファンドは、目標とする基準価額の変動リスク水準を、それぞれ<安定型>は5%、<バランス型>は8%、<積極型>は11%としておりましたが、各ファンドのポートフォリオ特性が明確となるよう<積極型>の目標リスク水準を14%に変更いたします。

信託約款の具体的な変更内容は、以下のとおりです。（下線部は変更部分を示します。）

追加型証券投資信託 マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）信託約款

追加型証券投資信託 マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）信託約款

追加型証券投資信託 マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）信託約款

下表は<安定型><バランス型><積極型>共通の内容です。なお、「運用の基本方針 2.運用方法 (2)投資態度」、「第35条第1項第1号」についてはファンドごとに変更内容が異なります。

変更後	変更前
-----	-----

<p>運用の基本方針</p> <p>2.運用方法</p> <p>(1)投資対象</p> <p>別に定めるマザーファンド受益証券、上場投資信託証券、デリバティブ取引を主要投資対象とします。</p> <p>(2)投資態度</p> <p>実質的に国内株式、世界株式<sup>(*1)</sup>、国内債券、世界債券<sup>(*2)</sup>、国内REIT、世界REIT、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を機動的に変更します。なお、各資産への投資は、主として、別に定めるマザーファンド受益証券（以下「指定マザーファンド<sup>(*3)</sup>」といいます。）、上場投資信託証券、株価指数先物取引、債券先物取引、オプション取引等のデリバティブ取引等を通じて行います。</p> <p>( * 1 ) 新興国の株式を含みます。</p> <p>( * 2 ) 国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、MBS、貸付債権（バンクローン）等を含みます。</p> <p>( * 3 ) すべての指定マザーファンドへ投資するものではありません。</p> <p>&lt;安定型&gt;</p> <p>（略）</p> <p>&lt;バランス型&gt;</p> <p>（略）</p> <p>&lt;積極型&gt;</p> <p>基準価額の変動リスク<sup>(*4)</sup>を年率14%程度として、基準価額の上昇をめざします。</p> <p>上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率14%</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2.運用方法</p> <p>(1)投資対象</p> <p>投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券<sup>(*1)</sup>」といいます。）を通じて実質的に国内株式、世界株式<sup>(*2)</sup>、国内債券、世界債券<sup>(*3)</sup>、国内REIT、世界REIT、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を適宜変更します。なお、上記のほか、短期金融資産等に直接投資する場合があります。</p> <p>( * 1 ) すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。</p> <p>( * 2 ) 新興国の株式を含みます。</p> <p>( * 3 ) 国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、MBSを含みます。</p> <p>&lt;安定型&gt;</p> <p>（略）</p> <p>&lt;バランス型&gt;</p> <p>（略）</p> <p>&lt;積極型&gt;</p> <p>基準価額の変動リスク<sup>(*4)</sup>を年率11%程度として、基準価額の上昇をめざします。</p> <p>上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率11%程度の収益を目標とすることを意味する</p>
--	---

程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

（\*4）価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。

#### 以下各ファンド共通

各資産および投資対象への実質投資割合は、独自の運用モデルから判断される市場の安定度合いとその確率に基づき、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。

指定マザーファンドは、市場環境の変化への対応等の観点から、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します（指定マザーファンドの大幅な入れ替えを含みます）。この際、指定マザーファンドとしていたマザーファンド受益証券が指定から外れることや、新たなマザーファンド受益証券を指定マザーファンドとする場合もあります。

実質組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

（略）

#### (3)投資制限

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする

ものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

（\*4）価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。

#### 以下各ファンド共通

各資産および各指定投資信託証券への投資割合は、独自の運用モデルから判断される景気局面、シグナル等を参考に、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。

指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

（略）

#### (3)投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、指定投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じ

<p><u>資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u></p> <p><u>外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</u></p> <p><u>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p><u>3. 収益分配方針</u></p> <p><u>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。</u></p> <p><u>分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。</u></p> <p><u>～（略）</u></p>	<p><u>るリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u></p> <p><u>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p><u>指定投資信託証券を通じて実質的にまたは直接行う外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</u></p> <p><u>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p><u>3. 収益分配方針</u></p> <p><u>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。</u></p> <p><u>分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</u></p> <p><u>～（略）</u></p>
---	---

<p><b>&lt;受益権の申込単位および取得価額等&gt;</b></p> <p>第13条(略)</p> <p>～(略)</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、<u>金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)</u>等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</u></p>	<p><b>&lt;受益権の申込単位および取得価額等&gt;</b></p> <p>第13条(略)</p> <p>～(略)</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、<u>投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)</u>等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</u></p>
<p><b>&lt;投資の対象とする資産の種類&gt;</b></p> <p>第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)</p> <p>イ.有価証券</p> <p>ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条の3、第20条の4および第20条の5に定めるものに限ります。)</p> <p>ハ.金銭債権</p> <p>ニ.約束手形</p> <p>2.次に掲げる特定資産以外の資産</p> <p>イ.為替手形</p>	<p><b>&lt;投資の対象とする資産の種類&gt;</b></p> <p>第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)</p> <p>イ.有価証券</p> <p>ロ.金銭債権</p> <p>ハ.約束手形</p> <p>2.次に掲げる特定資産以外の資産</p> <p>イ.為替手形</p>

**<運用の指図範囲等>**

第17条 委託者は、信託金を、主として別に定めるマザーファンド受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」または「マザーファンド」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条

**<運用の指図範囲等>**

第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
  4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- なお、上記に掲げる別に定める投資信託証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。

以下同じ。)および新株予約権証券

12. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次号で定めるものを除きます。)

16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)

19. 預託証券または預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

<p>なお、第1号の証券または証書、第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。</p> <p>1.~4.(略)</p> <p>5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</p> <p>6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの</p> <p>(略)</p> <p>委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等(不動産投資信託証券については、予定を含みます。))され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>	<p>委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。</p> <p>1.~4.(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

**<利害関係人等との取引等>**

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第20条の2から第20条の5、第20条の7から第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（略）

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第20条の2から第20条の5、第20条の7から第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

（略）

**<利害関係人等との取引等>**

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（略）

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

（略）

<b>&lt;投資する株式等の範囲&gt;</b>	(新設)
<p>第19条の2 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとして、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p> <p>前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。</p>	

<p><b>&lt;信用取引の指図範囲&gt;</b></p> <p>第20条の2 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</u></p> <p><u>前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券</u></li><li><u>2. 株式分割により取得する株券</u></li><li><u>3. 有償増資により取得する株券</u></li><li><u>4. 売出しにより取得する株券</u></li><li><u>5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。 )の行使により取得可能な株券</u></li><li><u>6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。 )の行使により取得可能な株券</u></li></ol>	(新設)
--	------

<p><b>&lt;先物取引等の運用指図&gt;</b></p> <p>第20条の3 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</p>	(新設)
--	------

<p><b>&lt;スワップ取引の運用指図&gt;</b></p> <p>第20条の4 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。</p> <p>委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。</p>	<p>（新設）</p>
<p><b>&lt;金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図&gt;</b></p> <p>&gt;</p> <p>第20条の5 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。</p>	<p>（新設）</p>

<p><b>&lt;デリバティブ取引等にかかる投資制限&gt;</b></p> <p>第20条の6 <u>デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p>	(新設)
<p><b>&lt;有価証券の貸付の指図および範囲&gt;</b></p> <p>第20条の7 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、投資信託証券(金融商品取引所に上場されているもの)に限ります。以下本条において同じ。)および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。</u></p> <p>1. <u>株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</u></p> <p>2. <u>投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。</u></p> <p>3. <u>公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</u></p> <p><u>前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</u></p> <p><u>委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。</u></p>	(新設)

<p><b>&lt; 公社債の空売りの指図および範囲 &gt;</b></p> <p>第20条の8 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</p> <p>前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。</p> <p>信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>&lt; 外国為替予約取引の指図 &gt;</b></p> <p>第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>(略)</p>	<p><b>&lt; 外国為替予約取引の指図 &gt;</b></p> <p>第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>(略)</p>
<p><b>&lt; 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図 &gt;</b></p> <p>第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>	<p><b>&lt; 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図 &gt;</b></p> <p>第27条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>

<p><b>&lt;再投資の指図&gt;</b></p> <p>第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>	<p><b>&lt;再投資の指図&gt;</b></p> <p>第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
<p><b>&lt;受託者による資金の立替え&gt;</b></p> <p>第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>（略）</p>	<p><b>&lt;受託者による資金の立替え&gt;</b></p> <p>第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>（略）</p>

**< 信託報酬等の額および支弁の方法 >**

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

**< 安定型 >**

1. 第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た額

**< バランス型 >**

1. 第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た額

**< 積極型 >**

1. (略)

**以下各ファンド共通**

2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの信託財産に属する品貸料(貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの)とします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とすることができます。以下同じ。)のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。)に100分の50未満の率を乗じて得た額

(以下略)

**< 信託報酬等の額および支弁の方法 >**

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

**< 安定型 >**

1. 第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額

**< バランス型 >**

1. 第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額

**< 積極型 >**

1. (略)

**以下各ファンド共通**

2. 別に定める投資信託証券のうち親投資信託において有価証券の貸付の指図を行った場合は、当該親投資信託の信託財産に属する品貸料(貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの)とします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とすることができます。以下同じ。)のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する当該親投資信託の受益証券の時価総額に当該親投資信託の信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。)に100分の50未満の率を乗じて得た額

(以下略)

**<収益の分配方式>**

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**<収益の分配方式>**

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

（新設）

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<p><b>&lt;信託契約の一部解約&gt;</b></p> <p>第41条(略)</p> <p>~ (略)</p> <p>委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。</p> <p>(略)</p>	<p><b>&lt;信託契約の一部解約&gt;</b></p> <p>第41条(略)</p> <p>~ (略)</p> <p>委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。</p> <p>(略)</p>
---	---

**< 附則 >**

第1条 (略)

第2条 第20条の5に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第20条の5に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額

**< 附則 >**

第1条 (略)

(新設)

(新設)

<p>とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p>	
約 款 付 表	約 款 付 表

1.(略)	1.(略)
2.運用の基本方針および約款第17条第1項の「別に定めるマザーファンド受益証券」とは次のものをいいます。	2.運用の基本方針、約款第17条第1項および約款第35条第1項第2号の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。
親投資信託 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	親投資信託 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
親投資信託 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	国内投資信託証券 N E X T F U N D S 日経平均高配当株50指数連動型上場投信
親投資信託 N A S D A Q 1 0 0 インデックス・マザーファンド	国内投資信託証券 i シェアーズ M S C I
親投資信託 グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド	国内投資信託証券 ジャパン高配当利回り E T F
親投資信託 エマージング株式パッシブ・マザーファンド	国内投資信託証券 グローバル X M S C I
親投資信託 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	国内投資信託証券 スーパーディビデンド - 日本株式 E T F
親投資信託 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	国内投資信託証券 i シェアーズ M S C I 日本株最小分散 E T F
親投資信託 為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	国内投資信託証券 O n e 国内小型株オープン(F O F s 用)(適格機関投資家限定)
親投資信託 エマージング債券パッシブ・マザーファンド	国内投資信託証券 i シェアーズ・コア 日経25 E T F
親投資信託 J - R E I T インデックスファンド・マザーファンド	国内投資信託証券 i シェアーズ・コア T O P I X E T F
親投資信託 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資信託 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
親投資信託 D I A M マネーマザーファンド	外国投資信託証券 バンガード・S & P 5 0 0 E T F
	外国投資信託証券 バンガード・米国バリュール E T F
	外国投資信託証券 バンガード・米国高配当株式 E T F
	外国投資信託証券 i シェアーズ M S C I E A F E バリュール E T F
	外国投資信託証券 バンガード・米国スモールキャップ・バリュール E T F
	親投資信託 N A S D A Q 1 0 0 インデックス・マザーファンド
	外国投資信託証券 バンガード・米国グロース E T F
	外国投資信託証券 インベスコ N A S D A Q 1 0 0 E T F

外国投資信託証券	iシェアーズ M S C I E A F E グロース E T F
外国投資信託証券	バンガード・米国スモール キャップ・グロース E T F
外国投資信託証券	iシェアーズ M S C I 米 国ミニマム・ボラティリ ティ・ファクター E T F
外国投資信託証券	iシェアーズ M S C I E A F E ミニマム・ボラ ティリティ・ファクター E T F
外国投資信託証券	iシェアーズ M S C I 米 国クオリティ・ファクター E T F
外国投資信託証券	iシェアーズ M S C I 米 国モメンタム・ファクター E T F
外国投資信託証券	バンガード・スモール キャップ E T F
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> 一般消費財セレクト・セク ター S P D R <sup>®</sup> E T F
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> 生活必需品セレクト・セク ター S P D R <sup>®</sup> E T F
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> エネルギー・セレクト・セ クター S P D R <sup>®</sup> E T F
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> 金融セレクト・セクター S P D R <sup>®</sup> E T F
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> 資本財セレクト・セクター S P D R <sup>®</sup> E T F
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> テクノロジー・セレクト・ セクター S P D R <sup>®</sup> E T F

外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> ヘルスケア・セレクト・セ クター SPDR <sup>®</sup> ETF
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> 公益事業セレクト・セク ター SPDR <sup>®</sup> ETF
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> 素材セレクト・セクター SPDR <sup>®</sup> ETF
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> コミュニケーション・サー ビス・セレクト・セクター SPDR <sup>®</sup> ETF
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> 不動産セレクト・セクター SPDR <sup>®</sup> ETF
親投資信託	グローバル中小型株式クオリティ グロースマザーファンド
外国投資信託証券	iシェアーズ ストックス欧 州600 UCITS ET F
親投資信託	エマージング株式パッシブ・マ ザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・ファンド・マ ザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・ファンド・マ ザーファンド
親投資信託	為替フルヘッジ外国債券パッシ ブ・ファンド・マザーファンド
外国投資信託証券	バンガード・米国短期債券 ETF
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> SPDR <sup>®</sup> ポートフォリオ 米国短期国債ETF
外国投資信託証券	State Street <sup>®</sup> SPDR <sup>®</sup> ポートフォリオ 米国中期国債ETF

	外国投資信託証券 <u>State Street<sup>®</sup></u> <u>SPDR<sup>®</sup>ポートフォリオ</u> <u>米国長期国債ETF</u>
	外国投資信託証券 <u>バンガード・超長期米国債</u> <u>ETF</u>
	親投資信託 <u>エマーシング債券パッシブ・マ</u> <u>ザーファンド</u>
	外国投資信託証券 <u>ヴァンエックJ.P.モル</u> <u>ガンEM現地通貨建て債券</u> <u>ETF</u>
	外国投資信託証券 <u>iシェアーズ ブロード米ド</u> <u>ル建て投資適格社債ETF</u>
	外国投資信託証券 <u>バンガード・米国短期社債</u> <u>ETF</u>
	外国投資信託証券 <u>バンガード・米国中期社債</u> <u>ETF</u>
	外国投資信託証券 <u>バンガード・米国長期社債</u> <u>ETF</u>
	外国投資信託証券 <u>iシェアーズ ブロード米ド</u> <u>ル建てハイイールド社債E</u> <u>TF</u>
	外国投資信託証券 <u>iシェアーズ 0 - 5年ハイ</u> <u>イールド社債ETF</u>
	外国投資信託証券 <u>シュワブ米国TIPs E T</u> <u>F</u>
	外国投資信託証券 <u>バンガード・米国短期イン</u> <u>フレ連動債ETF</u>
	外国投資信託証券 <u>iシェアーズ 米国MBS</u> <u>ETF</u>
	親投資信託 <u>J - R E I Tインデックスファン</u> <u>ド・マザーファンド</u>
	親投資信託 <u>外国リート・パッシブ・ファン</u> <u>ド・マザーファンド</u>
	外国投資信託証券 <u>アバディーン・ブルーム</u> <u>バーグ全商品ストラテジー</u> <u>K 1フリーETF</u>
	外国投資信託証券 <u>SPDR<sup>®</sup>ゴールド・ミニ</u> <u>シェアーズ・トラスト</u>
	親投資信託 <u>D I A Mマネーマザーファンド</u>

## 2. 信託約款変更を行う理由

### （1）運用戦略の改善に伴う運用方針等の変更

各ファンドは、2024年7月22日に設定し、信託財産の成長を図ることを目的として、主に投資信託証券への投資を通じて世界の様々な資産に分散投資する運用を行ってまいりました。その一方で、ファンドの品質向上に取り組み、今般運用戦略の改善を行うことといたしました。従来のプロセスは、運用モデルにより判断される景気局面等に基づき決定した基本資産配分をベースに、定性判断を加えてポートフォリオを構築しておりましたが、今般の改善による新たなプロセスでは、運用モデルにより判定される市場の安定度合いとその確率に定性判断も加えたうえでポートフォリオを構築いたします。

弊社としては、この新たな運用戦略をファンドに採り入れることで、各ファンドの品質を向上させ、より高い付加価値のご提供ができると考えており、運用方針等を対象とする重大な約款変更をご提案することといたしました。

### （2）各ファンドの商品性の明確化を目的とした変更

目標とする基準価額の変動リスク水準を変更することで、各ファンドの商品性を明確化させ、より投資家の皆さまのニーズに適したファンド選択の機会を提供することをめざします。当該変更および（1）の運用戦略の変更により、＜積極型＞のポートフォリオは実質的に株式の比重が高くなる傾向、＜安定型＞のポートフォリオは実質的に債券の比重が高くなる傾向となることを想定しており、各ファンド間のポートフォリオ特性の違いが明確になることをめざして重大な約款変更を行うものです。

また、各ファンドの目標リスク水準に応じた信託報酬体系となるよう、信託報酬の変更を行うものです。

### 3．信託約款変更までの主な日程

受益者の確定日	2026年4月2日
書面による議決権の行使期限	2026年4月30日まで
書面決議の日（信託約款変更の可否が決定される日）	2026年5月1日
信託約款変更適用予定日	2026年5月21日

### 4．書面による決議（書面決議）について

・書面による議決権の行使については、2026年4月2日現在の受益者の皆さまを対象としております。2026年4月3日以降に取得された受益権口数（2026年4月1日以降に取得申込みをされた受益権口数）は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。

・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、各ファンドの信託約款の変更は行いません。

書面決議の結果は、2026年5月1日（書面決議の日）以降、委託会社のホームページ（<https://www.am-one.co.jp/>）でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

\* 約款第35条＜信託報酬等の額および支弁の方法＞については、書面決議の対象となる約款変更ではありません。

<訂正後>

（略）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

（略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

各ファンドは、別に定める投資信託証券（指定投資信託証券）を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。

別に定める投資信託証券については、後掲「（参考）各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

信託約款変更が決定した場合には、上記は削除されます。

各ファンドの信託金限度額は、各々5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

## 1 世界の様々な資産に分散投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

●主として、投資信託証券への投資を通じて、国内株式、世界株式<sup>(\*)1</sup>、国内債券、世界債券<sup>(\*)2</sup>、国内REIT、世界REIT、コモディティ等の各資産に実質的に投資します。なお、短期金融資産等に直接投資する場合があります。

(\*)1 新興国の株式を含みます。

(\*)2 国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、MBSを含みます。

●投資対象となる投資信託証券(以下「指定投資信託証券<sup>(\*)3</sup>」といいます。 )は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

(\*)3 すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。

●組入外貨建資産に対しては、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

## 2 「安定型」、「バランス型」、「積極型」の3つのファンドから選択できます。

●お客様のリスク許容度に応じて、基準価額の変動リスク<sup>(\*)4</sup>水準の異なる以下の3つのファンドから選択できます。

(\*)4 基準価額の変動の大きさを表し、この値が小さいほど、基準価額の変動が小さいことを意味します。

ファンド	基準価額の変動リスク水準
安定型	年率5%程度
バランス型	年率8%程度
積極型	年率11%程度

※基準価額の変動リスクは目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、基準価額の変動リスクは各ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、各ファンドが年率5%程度、8%程度、11%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。目標値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

●各ファンド間でスイッチングが可能です。

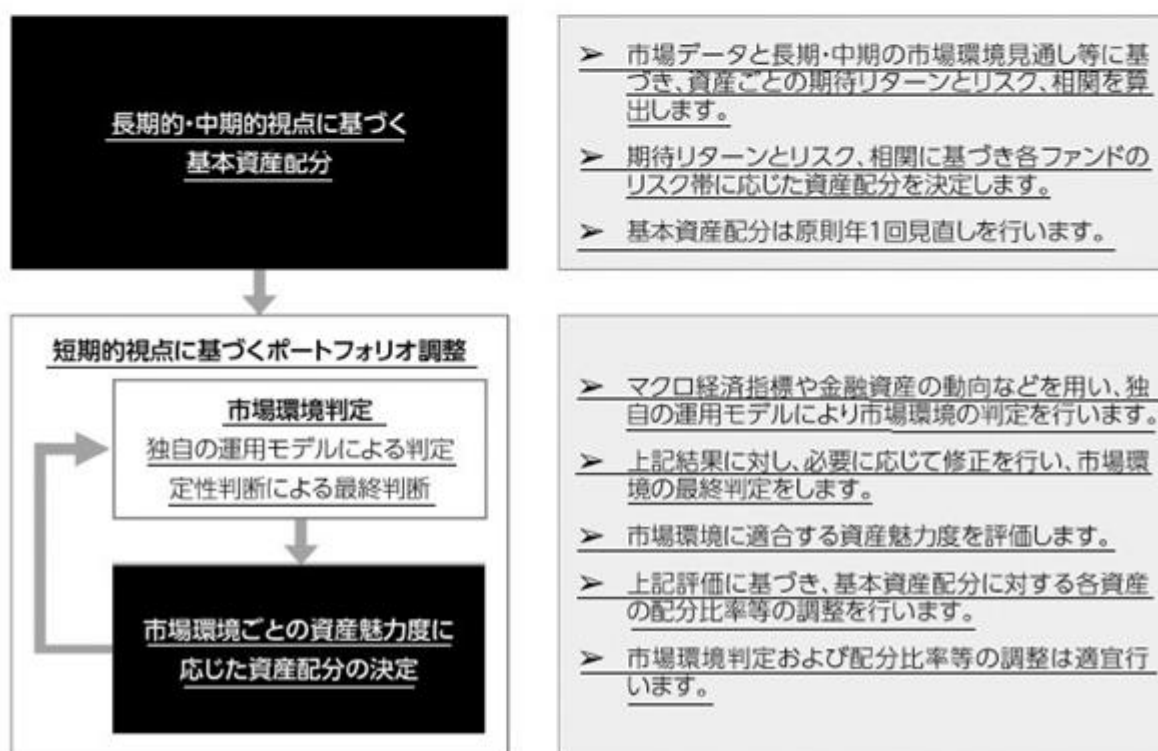
※スイッチング時には、税金、購入時手数料、信託財産留保額がかかる場合があります。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合や一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

### 3 各資産および各指定投資信託証券への投資割合は、独自の運用モデルから判断される景気局面、シグナル等を参考に、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。

- 各ファンドの基準価額の変動リスク水準に応じて、長期・中期・短期の見通しを組み合わせ、市場環境の変化に応じた適切な資産配分をめざします。
- 長期・中期の市場環境見通し等に基づき、基本資産配分を決定します。基本資産配分は、原則として年1回見直しを行います。
- 上記に加え、独自の運用モデルや定性判断等により、短期的な市場環境変化を捉え、各局面に適したポートフォリオの調整を適宜行います。
- なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合等にも、必要に応じて配分比率等の見直しを行うことがあります。

※市場環境等によっては、一部の資産への投資割合がゼロとなる場合があります。

#### 運用プロセス



なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合等にも、必要に応じて配分比率等の見直しを行うことがあります。

運用プロセスは、2026年1月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

#### ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

信託約款変更が決定した場合には、上記ファンドの特色および運用プロセスは以下のとおり変更となります。

## <ファンドの特色>

# 1 世界の様々な資産に分散投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

- 実質的に国内株式、世界株式<sup>(※1)</sup>、国内債券、世界債券<sup>(※2)</sup>、国内REIT、世界REIT、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を機動的に変更します。なお、各資産への投資は、主として、別に定めるマザーファンド受益証券(以下「指定マザーファンド<sup>(※3)</sup>」といいます。)、上場投資信託証券、株価指数先物取引、債券先物取引、オプション取引等のデリバティブ取引等を通じて行います。

(※1)新興国の株式を含みます。

(※2)国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、MBS、貸付債権(バンクローン)等を含みます。

(※3)すべての指定マザーファンドへ投資するものではありません。なお、指定マザーファンドの詳細は、後述の追加的記載事項の「指定マザーファンドの概要」をご参照ください。

- 指定マザーファンドは、市場環境の変化への対応等の観点から、定量・定性評価等を勘案して、適宜見直します(指定マザーファンドの大幅な入れ替えを含みます)。この際、指定マザーファンドとしていたマザーファンド受益証券が指定から外れることや、新たなマザーファンド受益証券を指定マザーファンドとする場合もあります。
- 実質組入外貨建資産に対しては、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

# 2 「安定型」、「バランス型」、「積極型」の3つのファンドから選択できます。

- お客様のリスク許容度に応じて、基準価額の変動リスク<sup>(※4)</sup>水準の異なる以下の3つのファンドから選択できます。

(※4)基準価額の変動の大きさを表し、この値が小さいほど、基準価額の変動が小さいことを意味します。

ファンド	基準価額の変動リスク水準
安定型	年率5%程度
バランス型	年率8%程度
積極型	年率14%程度

※基準価額の変動リスクは目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのみを約束するものではありません。また、基準価額の変動リスクは各ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、各ファンドが年率5%程度、8%程度、14%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。目標値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

- 各ファンド間でスイッチングが可能です。

※スイッチング時には、税金、購入時手数料、信託財産留保額がかかる場合があります。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合や一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

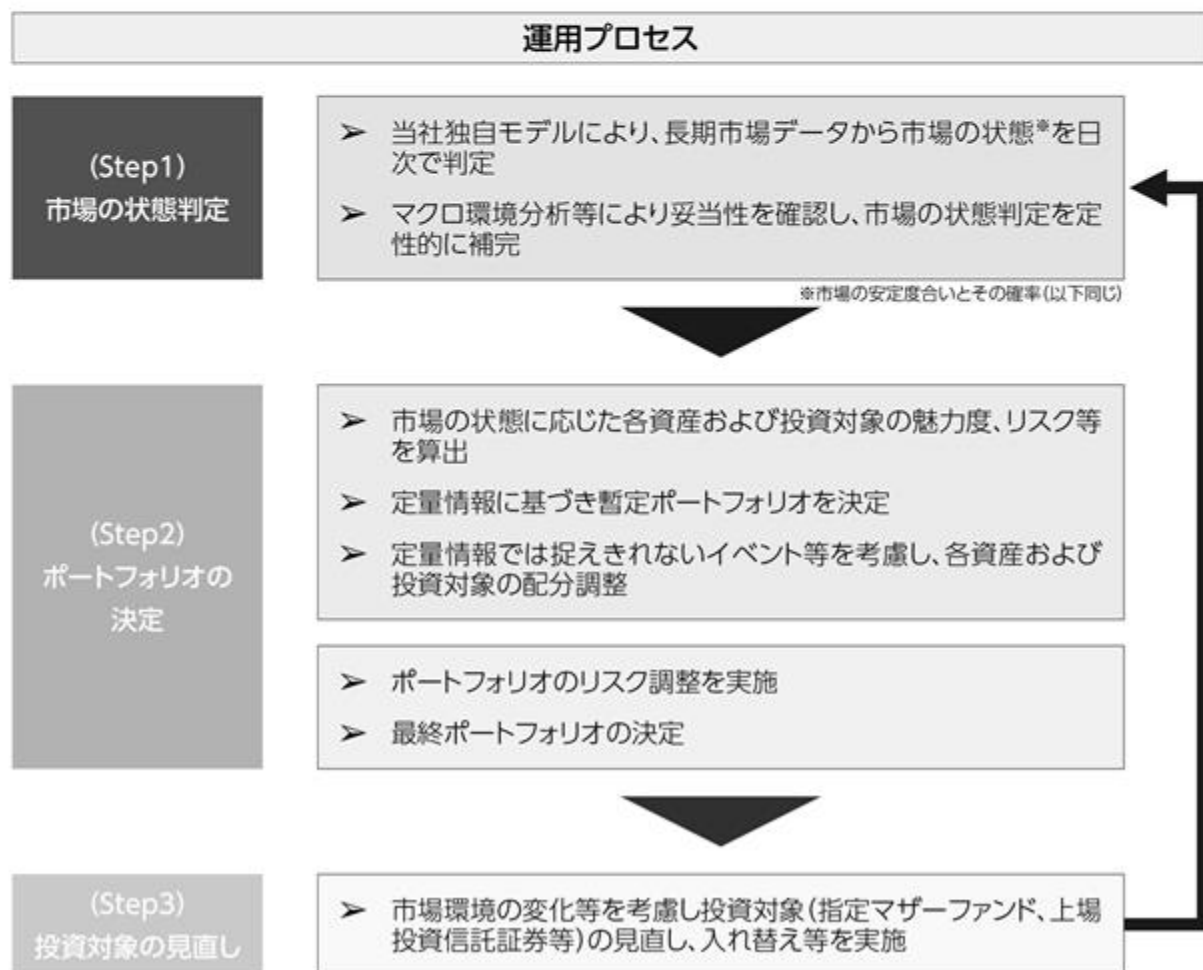
### 3 各資産および投資対象への実質投資割合は、独自の運用モデルから判断される市場の安定度合いとその確率に基づき、景気局面やマクロ環境等に関する定性的な判断も勘案して決定します。

- 各ファンドの基準価額の変動リスク水準に応じて、定量判断、定性判断を組み合わせ、市場環境の変化に応じた適切な資産配分をめざします。
- 独自の運用モデルにより、市場の安定度合いとその確率を判定します。
- 市場の状態に応じた各資産および投資対象の魅力度、リスク等を勘案し、定量判断・定性判断により各ファンドの基準価額の変動リスク水準に応じたポートフォリオを構築します。
- 上記に加えて、定性判断等により短期的な市場環境変化を考慮し、ポートフォリオの調整を適宜行います。

※市場環境等によっては、一部の資産や投資対象への投資割合がゼロとなる場合があります。

※「安定型」においては、債券への実質投資割合が高くなる傾向があります。

※「積極型」においては、株式への実質投資割合が高くなる傾向があります。



運用プロセスは、2026年1月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

(略)

## &lt; 属性区分 &gt;

## ・ 属性区分表

## 各ファンド

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル (日本を含む)  日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	北米  欧州  アジア  オセアニア	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)
不動産投信  その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信、 商品等)資産配分変 更型))	日々  その他 ( )	中南米  アフリカ  中近東 (中東)  エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

各ファンドは外貨建資産への投資にあたって、為替ヘッジを機動的に行います。

## ・ 属性区分定義

その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、 不動産投信、商品等) 資産配分変更型))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産(株式、債券、不動産投信、商品等)を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

(注3) 各ファンドは投資信託証券への投資を通じて、株式、債券、不動産投信、商品等を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

信託約款変更が決定した場合には、投資形態が「ファンド・オブ・ファンズ」から「ファミリーファンド」に変更となります。変更後の属性区分表および属性区分定義は以下のとおりです。

・属性区分表

各ファンド

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル (日本を含む)  日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	北米  欧州  アジア  オセアニア	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)
不動産投信  その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信、 商品等)資産配分変 更型))	日々  その他 ( )	中南米  アフリカ  中近東 (中東)  エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1)「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2)各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

各ファンドは外貨建資産への投資にあたって、為替ヘッジを機動的に行います。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、 不動産投信、商品等) 資産配分変更型))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産(株式、債券、不動産投信、商品等)を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。
- (注3) 各ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式、債券、不動産投信、商品等を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

<訂正後>

(略)

各ファンドの信託金限度額は、各々5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

# 1 世界の様々な資産に分散投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

- 実質的に国内株式、世界株式<sup>(\*1)</sup>、国内債券、世界債券<sup>(\*2)</sup>、国内REIT、世界REIT、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を機動的に変更します。なお、各資産への投資は、主として、別に定めるマザーファンド受益証券(以下「指定マザーファンド<sup>(\*3)</sup>」といいます。)、上場投資信託証券、株価指数先物取引、債券先物取引、オプション取引等のデリバティブ取引等を通じて行います。

(\*1)新興国の株式を含みます。

(\*2)国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、MBS、貸付債権(バンクローン)等を含みます。

(\*3)すべての指定マザーファンドへ投資するものではありません。なお、指定マザーファンドの詳細は、後述の追加的記載事項の「指定マザーファンドの概要」をご参照ください。

- 指定マザーファンドは、市場環境の変化への対応等の観点から、定量・定性評価等を勘案して、適宜見直します(指定マザーファンドの大幅な入れ替えを含みます)。この際、指定マザーファンドとしていたマザーファンド受益証券が指定から外れることや、新たなマザーファンド受益証券を指定マザーファンドとする場合もあります。
- 実質組入外貨建資産に対しては、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

# 2 「安定型」、「バランス型」、「積極型」の3つのファンドから選択できます。

- お客さまのリスク許容度に応じて、基準価額の変動リスク<sup>(\*4)</sup>水準の異なる以下の3つのファンドから選択できます。

(\*4)基準価額の変動の大きさを表し、この値が小さいほど、基準価額の変動が小さいことを意味します。

ファンド	基準価額の変動リスク水準
安定型	年率5%程度
バランス型	年率8%程度
積極型	年率14%程度

※基準価額の変動リスクは目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、基準価額の変動リスクは各ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、各ファンドが年率5%程度、8%程度、14%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。目標値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

- 各ファンド間でスイッチングが可能です。

※スイッチング時には、税金、購入時手数料、信託財産留保額がかかる場合があります。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合や一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

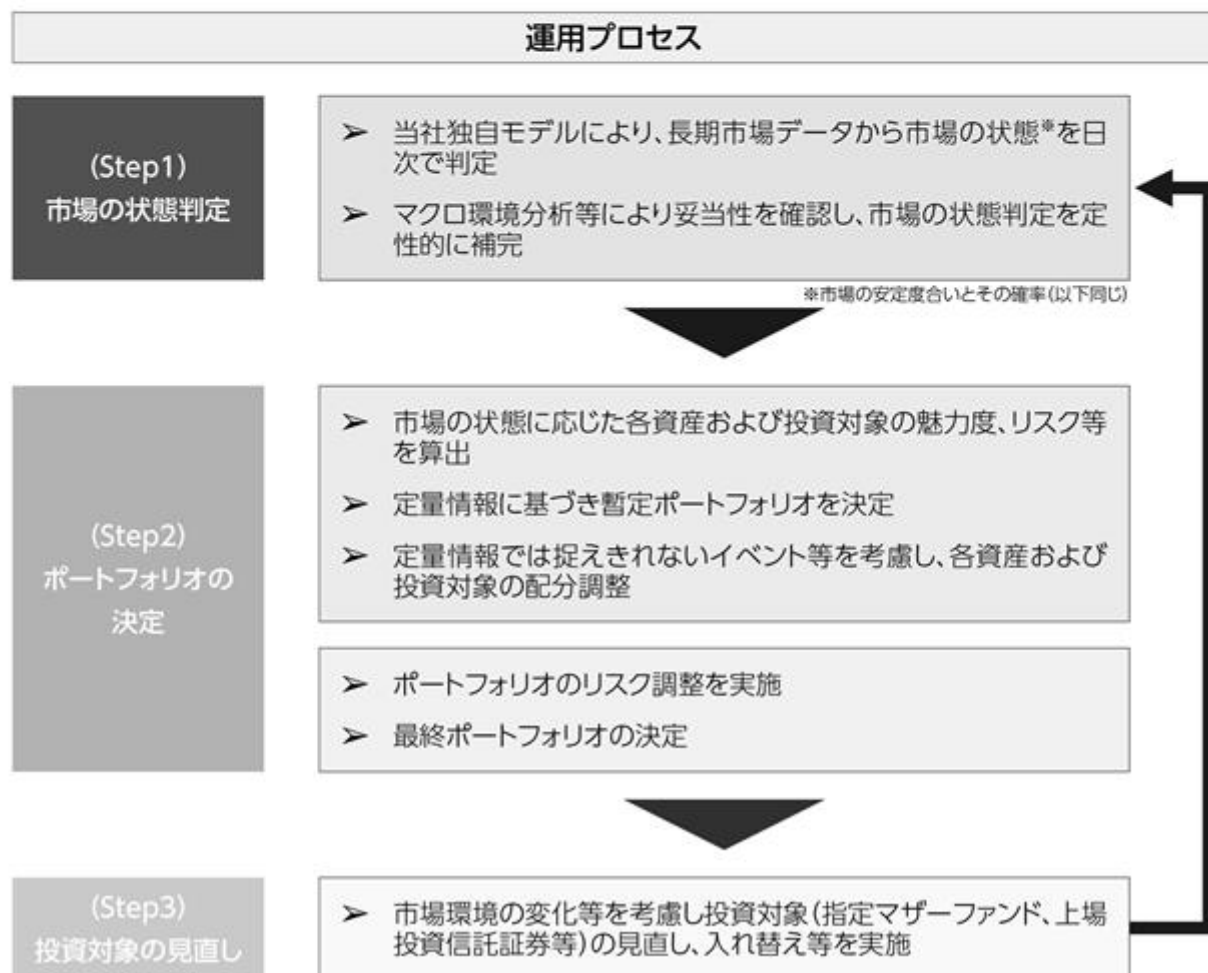
### 3 各資産および投資対象への実質投資割合は、独自の運用モデルから判断される市場の安定度合いとその確率に基づき、景気局面やマクロ環境等に関する定性的な判断も勘案して決定します。

- 各ファンドの基準価額の変動リスク水準に応じて、定量判断、定性判断を組み合わせ、市場環境の変化に応じた適切な資産配分をめざします。
- 独自の運用モデルにより、市場の安定度合いとその確率を判定します。
- 市場の状態に応じた各資産および投資対象の魅力度、リスク等を勘案し、定量判断・定性判断により各ファンドの基準価額の変動リスク水準に応じたポートフォリオを構築します。
- 上記に加えて、定性判断等により短期的な市場環境変化を考慮し、ポートフォリオの調整を適宜行います。

※市場環境等によっては、一部の資産や投資対象への投資割合がゼロとなる場合があります。

※「安定型」においては、債券への実質投資割合が高くなる傾向があります。

※「積極型」においては、株式への実質投資割合が高くなる傾向があります。



運用プロセスは、2026年1月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

(略)

< 属性区分 >

・ 属性区分表

各ファンド

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債	年12回 (毎月)	アジア		
社債	日々	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ( )	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信、 商品等)資産配分変 更型))		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1)「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注2）各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

各ファンドは外貨建資産への投資にあたって、為替ヘッジを機動的に行います。

・属性区分定義

その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式、債券、 不動産投信、商品等） 資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券、不動産投信、商品等）を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご覧ください。

（注3）各ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券、不動産投信、商品等を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（2）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2024年7月22日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

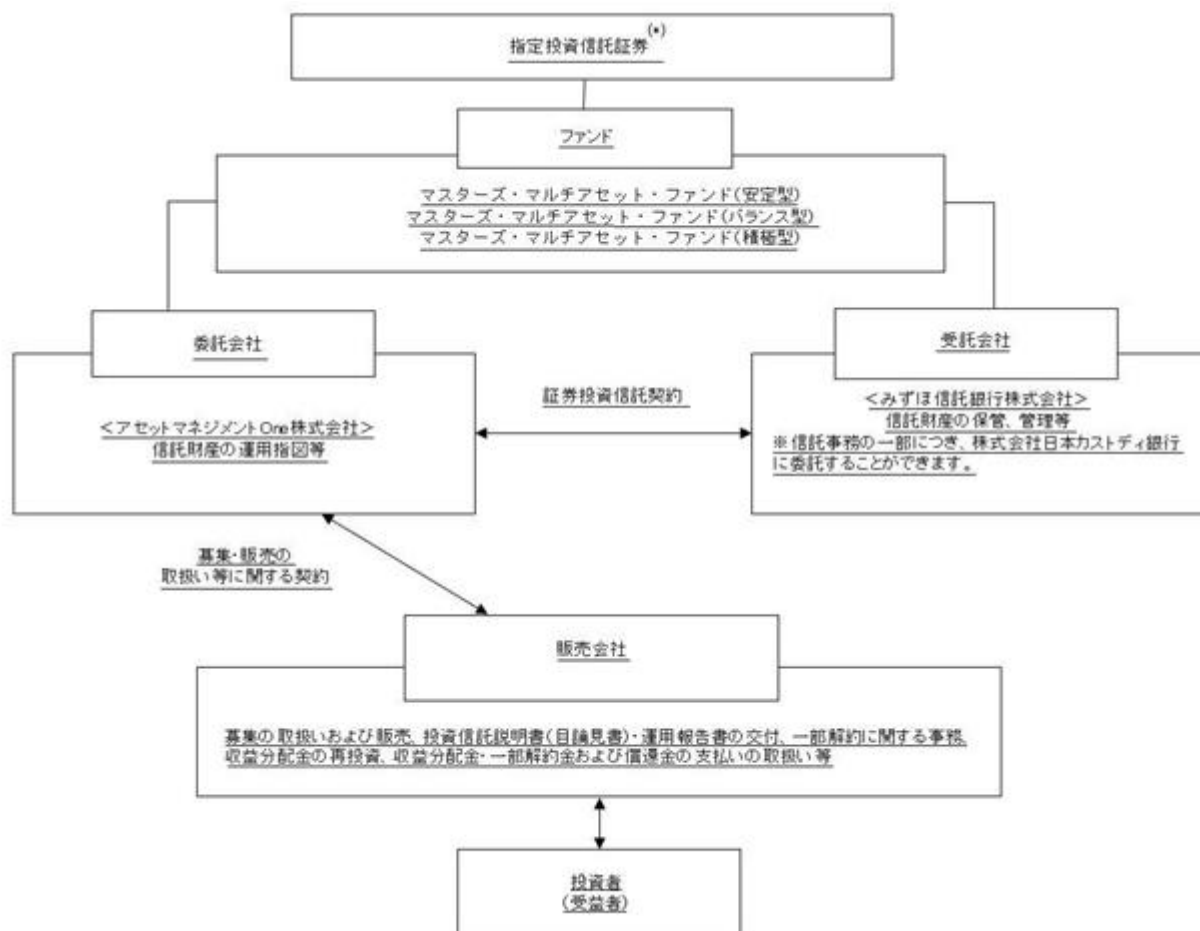
<訂正後>

2024年7月22日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2026年5月21日 各ファンドの投資態度および主要投資対象の変更、各ファンドの運用方式をファンド・オブ・ファンズ方式からファミリーファンド方式へ変更、「積極型」の基準価額の変動リスク水準を「年率11%程度」から「年率14%程度」に変更、「安定型」の信託報酬率（税抜）を「年率1.30%」から「年率0.90%」に引き下げ、「バランス型」の信託報酬率（税抜）を「年率1.30%」から「年率1.10%」に引き下げ

## (3) 【ファンドの仕組み】

&lt; 訂正前 &gt;



## ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

## ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

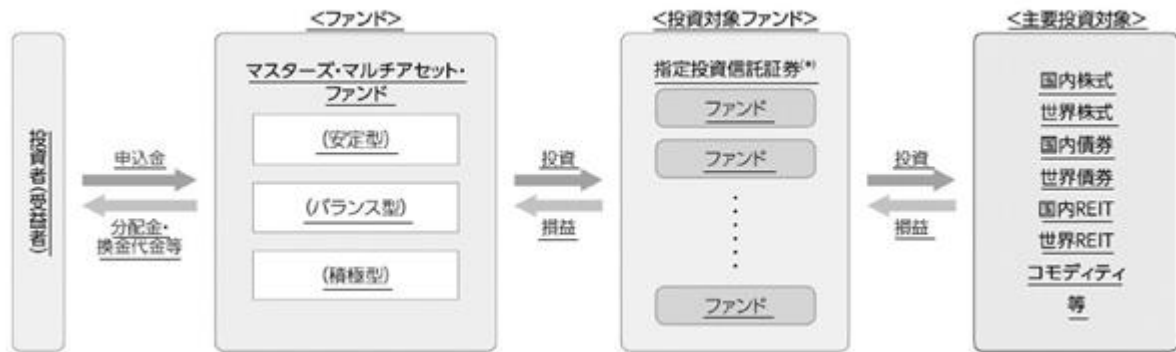
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

## ファンド・オブ・ファンズ方式とは

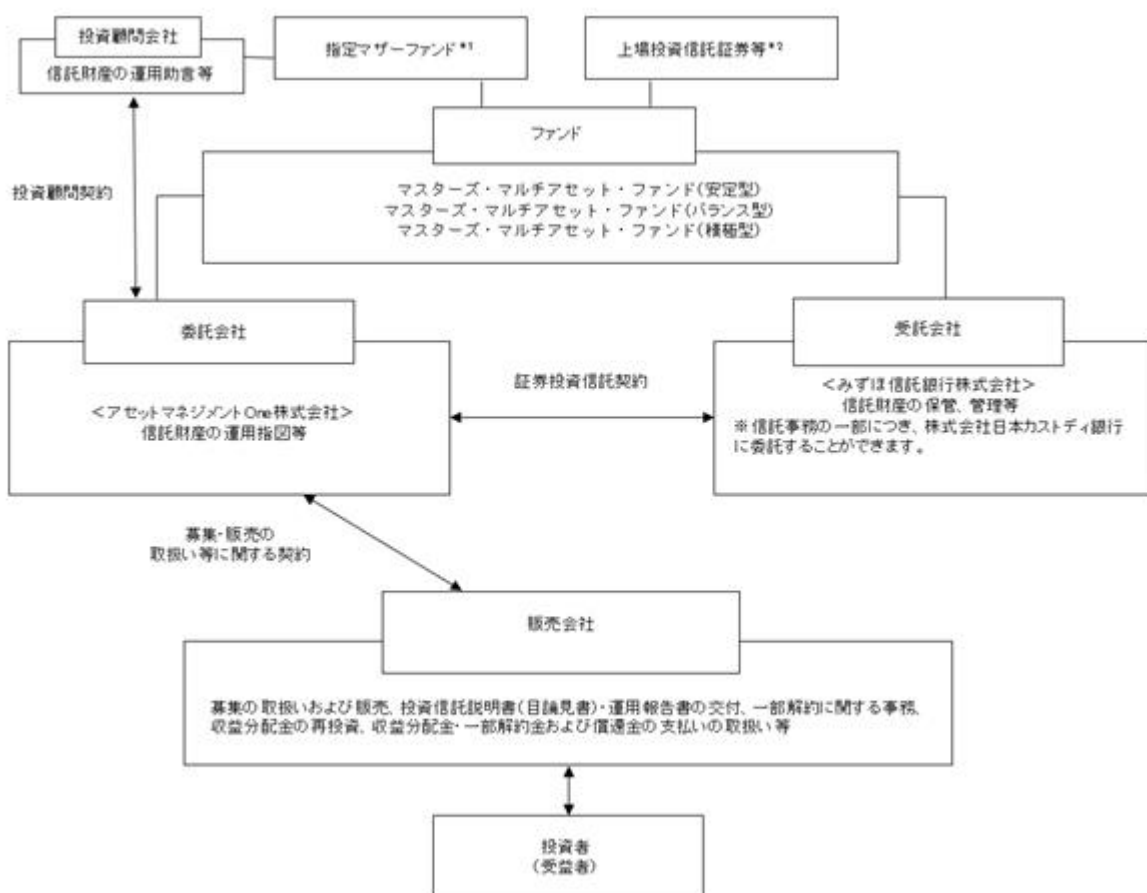
各ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



(\*)指定投資信託証券の概要については、後掲「(参考)各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託約款変更が決定した場合には、上記(3)ファンドの仕組みは以下のとおり変更となります。



#### ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

#### ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資顧問契約」の概要

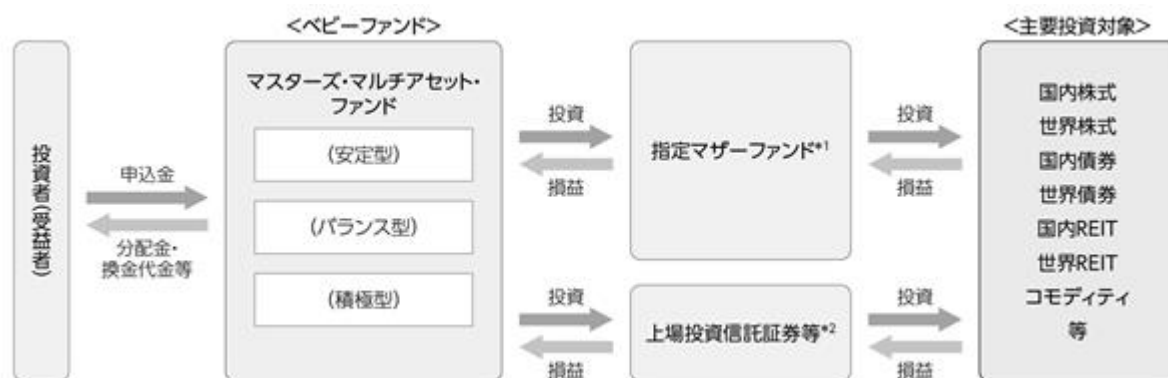
指定マザーファンドのうち、グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンドについては、委託会社と投資顧問会社（アセットマネジメントOne U.S.A.・インク）との間で運用にかかる助言契約が締結されております。

当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

ファミリーファンド方式とは

各ファンドは「ファミリーファンド方式」による運用のほか、上場投資信託証券等を通じた運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（各ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



\* 1 指定マザーファンドの詳細は、後掲「（参考）各ファンドが投資対象とする指定マザーファンドの概要」をご参照ください。

\* 2 指定マザーファンドのほか、上場投資信託証券、株価指数先物取引、債券先物取引、オプション取引等のデリバティブ取引等を通じて投資を行います。

委託会社の概況

（略）

大株主の状況

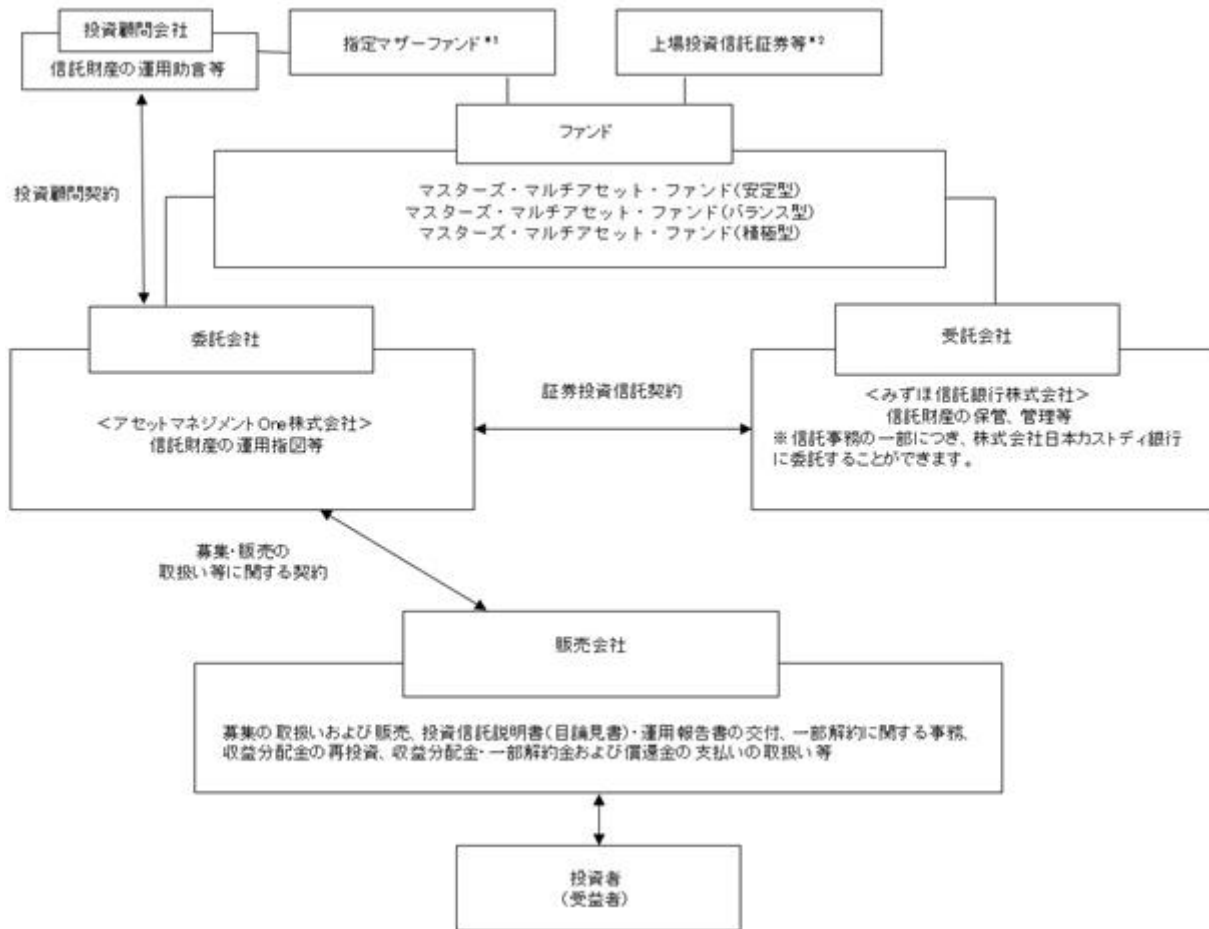
（2026年1月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## &lt; 訂正後 &gt;



- ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

- ・「投資顧問契約」の概要

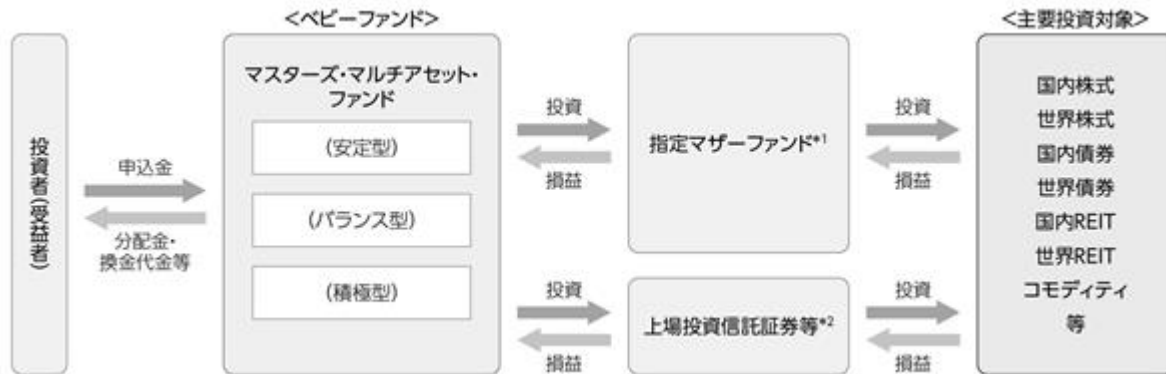
指定マザーファンドのうち、グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンドについては、委託会社と投資顧問会社（アセットマネジメントOne U.S.A.・インク）との間で運用にかかる助言契約が締結されております。

当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

## ファミリーファンド方式とは

各ファンドは「ファミリーファンド方式」による運用のほか、上場投資信託証券等を通じた運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（各ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



- \* 1 指定マザーファンドの詳細は、後掲「（参考）各ファンドが投資対象とする指定マザーファンドの概要」をご参照ください。
- \* 2 指定マザーファンドのほか、上場投資信託証券、株価指数先物取引、債券先物取引、オプション取引等のデリバティブ取引等を通じて投資を行います。

## 委託会社の概況

（略）

## 大株主の状況

（2026年4月1日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
株式会社第一ライフグループ	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、株式会社第一ライフグループ49.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

&lt;訂正前&gt;

(略)

&lt;投資対象&gt;

投資信託証券を主要投資対象とします。

信託約款変更が決定した場合には、上記&lt;投資対象&gt;は以下のとおり変更となります。

別に定めるマザーファンド受益証券、上場投資信託証券、デリバティブ取引を主要投資対象とします。

&lt;投資態度&gt;

主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券<sup>( \*1 )</sup>」）を通じて、実質的に国内株式、世界株式<sup>( \*2 )</sup>、国内債券、世界債券<sup>( \*3 )</sup>、国内REIT、世界REIT、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を適宜変更します。なお、上記のほか、短期金融資産等に直接投資する場合があります。

( \*1 ) すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。

( \*2 ) 新興国の株式を含みます。

( \*3 ) 国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、MBSを含みます。

基準価額の変動リスク<sup>( \*4 )</sup>を( \*\* )程度として、基準価額の上昇をめざします。

( \*\* )は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

安定型	年率5%
バランス型	年率8%
積極型	年率11%

上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は各ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、各ファンドが年率5%程度、8%程度、11%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

( \*4 ) 価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。

各資産および各指定投資信託証券への投資割合は、独自の運用モデルから判断される景気局面、シグナル等を参考に、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。

指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

信託約款変更が決定した場合には、上記<投資態度> ~ は以下のとおり変更となります。

実質的に国内株式、世界株式<sup>( \*1 )</sup>、国内債券、世界債券<sup>( \*2 )</sup>、国内REIT、世界REIT、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を機動的に変更します。な

お、各資産への投資は、主として、別に定めるマザーファンド受益証券(以下「指定マザーファンド<sup>(\*)3</sup>」)といたします。)、上場投資信託証券、株価指数先物取引、債券先物取引、オプション取引等のデリバティブ取引等を通じて行います。

(\*)1) 新興国の株式を含みます。

(\*)2) 国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、MBS、貸付債権(バンクローン)等を含みます。

(\*)3) すべての指定マザーファンドへ投資するものではありません。

基準価額の変動リスク<sup>(\*)4</sup>を(\*\*)程度として、基準価額の上昇をめざします。

(\*\*)は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

安定型	年率5%
バランス型	年率8%
積極型	年率14%

上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は各ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、各ファンドが年率5%程度、8%程度、14%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

(\*)4) 価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。

各資産および投資対象への実質投資割合は、独自の運用モデルから判断される市場の安定度合いとその確率に基づき、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。

指定マザーファンドは、市場環境の変化への対応等の観点から、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します(指定マザーファンドの大幅な入れ替えを含みます)。この際、指定マザーファンドとしていたマザーファンド受益証券が指定から外れることや、新たなマザーファンド受益証券を指定マザーファンドとする場合もあります。

実質組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### <訂正後>

(略)

#### <投資対象>

別に定めるマザーファンド受益証券、上場投資信託証券、デリバティブ取引を主要投資対象とします。

#### <投資態度>

実質的に国内株式、世界株式<sup>(\*)1</sup>、国内債券、世界債券<sup>(\*)2</sup>、国内REIT、世界REIT、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を機動的に変更します。なお、各資産への投資は、主として、別に定めるマザーファンド受益証券(以下「指定マザーファンド<sup>(\*)3</sup>」)といたします。)、上場投資信託証券、株価指数先物取引、債券先物取引、オプション取引等のデリバティブ取引等を通じて行います。

(\*)1) 新興国の株式を含みます。

( \* 2 ) 国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、MBS、貸付債権(バンクローン)等を含みます。

( \* 3 ) すべての指定マザーファンドへ投資するものではありません。

基準価額の変動リスク<sup>( \* 4 )</sup>を( \* \* )程度として、基準価額の上昇をめざします。

( \* \* )は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

安定型	年率5%
バランス型	年率8%
積極型	年率14%

上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は各ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、各ファンドが年率5%程度、8%程度、14%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

( \* 4 ) 価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。

各資産および投資対象への実質投資割合は、独自の運用モデルから判断される市場の安定度合いとその確率に基づき、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。

指定マザーファンドは、市場環境の変化への対応等の観点から、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します(指定マザーファンドの大幅な入れ替えを含みます)。この際、指定マザーファンドとしていたマザーファンド受益証券が指定から外れることや、新たなマザーファンド受益証券を指定マザーファンドとする場合もあります。

実質組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ( 2 ) 【投資対象】

< 訂正前 >

投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

信託約款変更が決定した場合には、上記1. は以下のとおり変更となります。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条の3、第20条の4および第20条の5に定めるものに限りません。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

## 2.次に掲げる特定資産以外の資産

## イ.為替手形

運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3.の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

信託約款変更が決定した場合には、上記 運用の指図範囲等（約款第17条第1項）は以下のとおり変更となります。

委託会社は、信託金を、主として別に定めるマザーファンド受益証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

## 10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
  12. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.~12.の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次の16.で定めるものを除きます。)
  16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
  19. 預託証券または預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

## 運用の指図範囲等(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

信託約款変更が決定した場合には、上記 運用の指図範囲等(約款第17条第2項)に、以下の内容が追加されます。

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

(参考)各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要(2026年1月現在)

投資対象とする指定投資信託証券の概要は以下のとおりです。

すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。

指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

投資対象資産	投資対象ファンド	運用の方針	信託報酬 (税抜) %	運用会社 / 管理会社
--------	----------	-------	----------------	-------------

	国内株式パッシブ・ファン ド（最適化法）・マザー ファンド	主としてわが国の金融商品 取引所上場株式のうち、東 証株価指数に採用されてい る（または採用予定の）銘 柄に投資し、東証株価指数 （TOPIX）（配当込 み）に連動する投資成果を めざして運用を行います。 （注1）	---	アセットマネジメン トOne株式会社
	NEXT FUNDS 日経 平均高配当株50指数連動 型上場投信	日経平均高配当株 50 指数 （トータルリターン）（以 下「対象株価指数」といい ます。）に採用されている 銘柄の株式および採用が決 定された銘柄の株式のみに 投資を行ない、信託財産中 に占める個別銘柄の株数の 比率を、対象株価指数の算 出ルールに基づき計算され た対象株価指数における個 別銘柄の構成比率から算出 される株数の比率に相当す る比率に維持することを目 的とした運用を行ない、対 象株価指数に連動する投資 成果を目指します。（注2）	0.28	野村アセットマネジ メント株式会社
	iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回りETF	主として MSCI ジャパン高 配当利回り指数（配当込 み）に採用されている銘柄 および採用が決定された銘 柄の株式に投資することに より、基準価額が対象指数 の動きと高位に連動するこ とを目指します。（注3）	0.19	ブラックロック・ ジャパン株式会社
国内 株式	グローバルX MSCI スーパーディビデンド - 日本株式 ETF	信託財産の1口当たりの純資 産額の変動率を「MSCIジャ パン・高配当セレクト25指 数（配当込み）」の変動率 に一致させることを目的と して、当該指数に採用され ている銘柄（採用予定を含 みます。）の株式および不 動産投資信託証券に対する	0.39	Global X Japan株式 会社

株式		投資として運用を行います。（注3）		
	iシェアーズ M S C I 日本株最小分散 E T F	主として M S C I 日本株最小分散指数（配当込み）に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。（注3）	0.19	ブラックロック・ジャパン株式会社
	One国内小型株オープン（FOFs用）（適格機関投資家限定）	主として東証スタンダード市場上場株式、東証グロース市場上場株式、名証メイン市場上場株式および東証プライム市場、名証プレミア市場上場の小型株等に投資を行います。	0.05	アセットマネジメントOne株式会社
	iシェアーズ・コア 日経225 E T F	主として日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。（注4）	0.045	ブラックロック・ジャパン株式会社
	iシェアーズ・コア T O P I X E T F	主として T O P I X（配当込み）に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。（注1）	0.045	ブラックロック・ジャパン株式会社
	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	主として海外の株式に投資を行い、M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。（注3）	---	アセットマネジメントOne株式会社
	バンガード・S & P 5 0 0 E T F	主として米国の株式に投資することにより、S&P 500 Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注5）	0.03	The Vanguard Group, Inc.

海外 株式	バンガード・米国バリュー E T F	主として米国の大型株の中 から割安と判断される銘柄 に投資することにより、 CRSP US Large Cap Value Indexに概ね連動する投資成 果をめざします。(注2)	0.04	The Vanguard Group, Inc.
	バンガード・米国高配当株 式E T F	主として米国の株式の中か ら配当利回りが高いと判断 される銘柄に投資すること により、FTSE High Dividend Yield Indexに概 ね連動する投資成果をめざ します。(注2)	0.06	The Vanguard Group, Inc.
	iシェアーズ M S C I E A F E バリュース E T F	主として北米を除く先進国 の大型および中型株式の中 から割安と判断される銘柄 に投資することにより、 MSCI EAFE Value Indexに概 ね連動する投資成果をめざ します。(注3)	0.31	BlackRock Fund Advisors
	バンガード・米国スモール キャップ・バリュース E T F	主として米国の小型株の中 から割安と判断される銘柄 に投資することにより、 CRSP U.S. Small Cap Value Indexに概ね連動する投資 成果をめざします。(注2)	0.07	The Vanguard Group, Inc.
	N A S D A Q 1 0 0 イン デックス・マザーファンド	主として米国の金融商品取 引所に上場する株式(D R 等を含みます。)に投資を 行い、NASDAQ100 <sup>®</sup> (配当込 み、円換算ベース)に連動す る投資成果を図ることを目 的として、運用を行います。 (注6)	---	アセットマネジメン トOne株式会社
	バンガード・米国グロース E T F	主として米国の大型株の中 から成長性が高いと判断さ れる銘柄に投資することに より、CRSP US Large Cap Growth Indexに概ね連動す る投資成果をめざします。 (注2)	0.04	The Vanguard Group, Inc.
		主として米国のナスダック 市場に上場する株式に投資		

インベスコ NASDAQ 100 ETF	<p>することにより、NASDAQ100 Index<sup>®</sup>に概ね連動する投資成果をめざします。(注6)</p>	0.15	Invesco Capital Management LLC
iシェアーズ MSCI EAFE グロースETF	<p>主として北米を除く先進国の大型および中型株式の中から成長性が高いと判断される銘柄に投資することにより、MSCI EAFE Growth Indexに概ね連動する投資成果をめざします。(注3)</p>	0.34	BlackRock Fund Advisors
バンガード・米国スモールキャップ・グロースETF	<p>主として米国の小型株の中から成長性が高いと判断される銘柄に投資することにより、CRSP US Small Cap Growth Indexに概ね連動する投資成果をめざします。(注2)</p>	0.07	The Vanguard Group, Inc.
iシェアーズ MSCI 米国 ミニマム・ボラティリティ・ファクターETF	<p>主として米国の大型および中型株式の中から価格変動性が低いと判断される銘柄に投資することにより、MSCI USA Minimum Volatility (USD) Indexに概ね連動する投資成果をめざします。(注3)</p>	0.15	BlackRock Fund Advisors
iシェアーズ MSCI EAFE ミニマム・ボラティリティ・ファクターETF	<p>主として北米を除く先進国の大型および中型株式の中から価格変動性が低いと判断される銘柄に投資することにより、MSCI EAFE Minimum Volatility (USD) Indexに概ね連動する投資成果をめざします。(注3)</p>	0.20	BlackRock Fund Advisors
iシェアーズ MSCI 米国 クオリティ・ファクターETF	<p>主として米国の大型および中型株式の中から同業他社と比較してより利益の質が高いと判断される銘柄に投資することにより、MSCI USA Sector Neutral Quality Indexに概ね連動する投資成果をめざします。(注3)</p>	0.15	BlackRock Fund Advisors

iシェアーズ M S C I 米国 モメンタム・ファクター E T F	主として米国の大型および 中型株式の中から株価が上 昇トレンドにあると判断さ れる銘柄に投資することに より、MSCI USA Momentum SR Variant Index (USD)に 概ね連動する投資成果をめ ざします。（注3）	0.15	BlackRock Fund Advisors
バンガード・スモール キャップ E T F	主として米国の小型株に投 資することにより、CRSP US Small Cap Indexに概ね連 動する投資成果をめざしま す。（注2）	0.05	The Vanguard Group, Inc.
State Street <sup>®</sup> 一般消費財セレクト・セク ター S P D R <sup>®</sup> E T F	主としてS&P 500 Indexの採 用銘柄の中から一般消費財 セクターに属する銘柄に投 資することにより、 Consumer Discretionary Select Sector Indexに概ね 連動する投資成果をめざし ます。（注5）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
State Street <sup>®</sup> 生 活必需品セレクト・セク ター S P D R <sup>®</sup> E T F	主としてS&P 500 Indexの採 用銘柄の中から生活必需品 セクターに属する銘柄に投 資することにより、 Consumer Staples Select Sector Indexに概ね連動す る投資成果をめざします。 （注5）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
State Street <sup>®</sup> 工 ネルギー・セレクト・セク ター S P D R <sup>®</sup> E T F	主としてS&P 500 Indexの採 用銘柄の中からエネルギー セクターに属する銘柄に投 資することにより、Energy Select Sector Indexに概ね 連動する投資成果をめざし ます。（注5）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
State Street <sup>®</sup> 金 融セレクト・セクター S P D R <sup>®</sup> E T F	主としてS&P 500 Indexの採 用銘柄の中から金融セク ターに属する銘柄に投資す ることにより、Financial Select Sector Indexに概ね 連動する投資成果をめざし ます。（注5）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.

State Street <sup>®</sup> 資本財セレクト・セクター SPDR <sup>®</sup> ETF	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から資本財セクターに属する銘柄に投資することにより、Industrial Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注5）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
State Street <sup>®</sup> テクノロジー・セレクト・セクター SPDR <sup>®</sup> ETF	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中からテクノロジーセクターに属する銘柄に投資することにより、Technology Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注5）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
State Street <sup>®</sup> ヘルスケア・セレクト・セクター SPDR <sup>®</sup> ETF	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中からヘルスケアセクターに属する銘柄に投資することにより、Health Care Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注5）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
State Street <sup>®</sup> 公益事業セレクト・セクター SPDR <sup>®</sup> ETF	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から公益セクターに属する銘柄に投資することにより、Utilities Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注5）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
State Street <sup>®</sup> 素材セレクト・セクター SPDR <sup>®</sup> ETF	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から素材セクターに属する銘柄に投資することにより、Materials Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注5）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
State Street <sup>®</sup> コミュニケーション・サービスセレクト・セクター SPDR <sup>®</sup> ETF	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中からコミュニケーション・サービスセクターに属する銘柄に投資することにより、Communication Services Select Sector Indexに概ね	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.

		連動する投資成果をめざします。（注5）		
	State Street <sup>®</sup> 不動産セレクト・セクター S P D R <sup>®</sup> E T F	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から不動産セクターに属する銘柄に投資することにより、Real Estate Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注5）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
	グローバル中小型株式クリティグロースマザーファンド	主として日本を含む世界の中小型株式に投資を行います。	---	アセットマネジメントOne株式会社
	iシェアーズ ストックス欧州600 UCITS E T F	主として欧州の株式に投資することにより、The STOXX <sup>®</sup> Europe 600 Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注7）	0.20	BlackRock Asset Management Deutschland AG
新興国株式	エマージング株式バッシュ・マザーファンド	主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。（注3）	---	アセットマネジメントOne株式会社

国内債券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA - BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。（注8）	---	アセットマネジメントOne株式会社
世界債券	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	主として日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。（注9）	---	アセットマネジメントOne株式会社
	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	主として日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）に連動する投資成果をめざして運用を行います。（注9）	---	アセットマネジメントOne株式会社
	バンガード・米国短期債券ETF	主として残存期間が1-5年の米国の債券に投資することにより、Bloomberg U.S. 1-5 Year Government/Credit Float Adjusted Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注10）	0.03	The Vanguard Group, Inc.
	State Street® SPDR®ポートフォリオ米国短期国債ETF	主として残存期間が1-3年の米国国債に投資することにより、Bloomberg 1-3 Year U.S. Treasury Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注10）	0.03	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
	State Street® SPDR®ポートフォリオ米国中期国債ETF	主として残存期間が3-10年の米国国債に投資することにより、Bloomberg 3-10 Year U.S. Treasury Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注10）	0.03	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
	State Street® SPDR®ポートフォリオ米国長期国債ETF	主として残存期間が10年以上の米国国債に投資することにより、Bloomberg Long U.S. Treasury Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注10）	0.03	State Street Global Advisors Funds Management Inc.

債券	バンガード・超長期米国債 E T F	主として残存期間が20-30年の米国のストリップス債に投資することにより、 Bloomberg U.S. Treasury STRIPS 20-30 Year Equal Par Bond Indexに概ね連動する投資成果をめざします。(注10)	0.05	The Vanguard Group, Inc.
新興国 債券	エマージング債券パッシブ・マザーファンド	主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース・為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。(注11)	---	アセットマネジメン トOne株式会社
	ヴァンエックJ.P.モルガンEM現地通貨建て債券 E T F	主として新興国の現地通貨建て国債に投資することにより、J.P. Morgan GBI-EM Global Core Indexに概ね連動する投資成果をめざします。(注11)	0.30	Van Eck Associates Corporation
世界 社債	iシェアーズ ブロード米ドル建て投資適格社債 E T F	主として米ドル建て投資適格社債に投資することにより、ICE BofA US Corporate Indexに概ね連動する投資成果をめざします。(注12)	0.04	BlackRock Fund Advisors
	バンガード・米国短期社債 E T F	主として残存期間が1-5年の米国の投資適格社債に投資することにより、Bloomberg U.S. 1-5 Year Corporate Bond Indexに概ね連動する投資成果をめざします。(注10)	0.03	The Vanguard Group, Inc.
	バンガード・米国中期社債 E T F	主として残存期間が5-10年の米国の投資適格社債に投資することにより、Bloomberg U.S. 5-10 Year Corporate Bond Indexに概ね連動する投資成果をめざします。(注10)	0.03	The Vanguard Group, Inc.
		主として残存期間が10年超の米国の投資適格社債に投		

	バンガード・米国長期社債 E T F	資することにより、 Bloomberg U.S. 10+ Year Corporate Bond Indexに概 ね連動する投資成果をめざ します。(注10)	0.03	The Vanguard Group, Inc.
ハイ イー ルド 債券	iシェアーズ ブロード米ド ル建てハイイールド社債 E T F	主として米ドル建てハイ イールド社債に投資するこ とにより、ICE BofA US High Yield Constrained Indexに概ね連動する投資成 果をめざします。(注12)	0.08	BlackRock Fund Advisors
	iシェアーズ 0 - 5年ハイ イールド社債 E T F	主として残存期間が0-5年の 米ドル建てハイイールド社 債に投資することにより、 Markit iBoxx USD Liquid High Yield 0-5 Indexに概 ね連動する投資成果をめざ します。(注5)	0.30	BlackRock Fund Advisors
物価 連動債	シュワブ米国 T I P s E T F	主として米国の物価連動国 債に投資することにより、 Bloomberg US Treasury Inflation-Linked Bond Index (Series-L)に概ね連 動する投資成果をめざしま す。(注10)	0.03	Charles Schwab Investment Management, Inc.
	バンガード・米国短期イン フレ連動債 E T F	主として残存期間が0-5年の 米国のインフレ連動国債に 投資することにより、 Bloomberg U.S. 0-5 Year Treasury Inflation- Protected Securities (TIPS) Indexに概ね連動す る投資成果をめざします。 (注10)	0.03	The Vanguard Group, Inc.
M B S	iシェアーズ 米国 M B S E T F	主として米国政府機関が発 行もしくは保証する投資適 格モーゲージ・パススルー 証券に投資することによ り、Bloomberg US Mortgage Backed Securities Index に概ね連動する投資成果を めざします。(注10)	0.04	BlackRock Fund Advisors

REIT	国内 REIT	J-REITインデックス ファンド・マザーファンド	主として東京証券取引所に 上場し、東証REIT指数 に採用されている（または 採用予定の）不動産投資信 託証券を主要投資対象とす ることにより、東証REIT 指数（配当込み）の動き に連動する投資成果をめざ して運用を行います。（注 1）	---	アセットマネジメン トOne株式会社
	世界 REIT	外国リート・パッシブ・ ファンド・マザーファンド	主として日本を除く世界各 国の不動産投資信託証券に 投資を行い、S&P先進国 REITインデックス（除 く日本、円換算ベース、配 当込み、為替ヘッジなし） に連動する投資成果をめざ して運用を行います。（注 5）	---	アセットマネジメン トOne株式会社
コモ ディ ティ	コモ ディ ティ	アバディーン・ブルーム バーク全商品ストラテジー K 1フリーETF	主としてケイマン籍外国投 資法人を通じて、上場商品 先物契約に投資することに より、Bloomberg Commodity Index Total Returnに概ね 連動する投資成果をめざし ます。（注10）	0.26	abrdrn Inc.
		SPDR® ゴールド・ミニ シェアーズ・トラスト	主として金現物に投資する ことにより、LBMA Gold Price PMに概ね連動する投 資成果をめざします。（注 2）	0.10	WGC USA Asset Management Company, LLC
短期 金融 資産	短期 金融 資産	DIAMマネーマザーファ ンド	主として国内短期金融資産 に投資を行います。	---	アセットマネジメン トOne株式会社

（注1）各指数の指数値および各指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

- (注2) 各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- (注3) 各指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は各指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- (注4) 「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下、「日経平均株価」といいます。)に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。株式会社日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。また、ファンドについて、株式会社日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。
- (注5) 各指数はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これの使用ライセンスがライセンシーに付与されています。S&P<sup>®</sup>、S&P 500<sup>®</sup>、US 500、The 500、iBoxx<sup>®</sup>、iTraxx<sup>®</sup>およびCDX<sup>®</sup>は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones<sup>®</sup>は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、ライセンシーにより一定の目的でサブライセンスされています。ライセンシーの商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、各指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。
- (注6) 各指数はNasdaq, Inc.(Nasdaq, Inc.およびその関連会社を「Nasdaq社」と総称します。)の登録商標であり、これを利用するライセンスがライセンシーに付与されています。ファンドはNasdaq社によってその合法性または適合性について認定されているものではありません。ファンドは、Nasdaq社によって発行、承認、販売または販売促進されるものではありません。Nasdaq社はファンドに関していかなる保証も行わず、いかなる責任も負いません。
- (注7) 当指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はストックス・リミテッド社に帰属します。
- (注8) 当指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- (注9) 各指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、ファンドのスポンサーではなく、ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。各指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。各指数に対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- (注10) 「Bloomberg<sup>®</sup>」および各指数は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、ライセンシーによる特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはライセンシーとは提携しておらず、また、ライセンシーの商品を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルーム

バーグは、ライセンシーの商品に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

(注11) 各指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注12) ICE Data Indices, LLC (「ICE Data」)、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、明示又は黙示のいずれかを問わず、インデックス、インデックス・データ、及びそれらに含まれ、関連し、又は派生する一切のデータを含めて、商品性又は特定の目的若しくは使用への適合性の保証を含む一切の表明及び保証を否認します。ICE Data、その関係会社又はそれらの第三者サプライヤーは、インデックス、インデックス・データ若しくはそれらの構成要素の適切性、正確性、適時性又は完全性について、なんら損害賠償又は責任を負わず、インデックス、インデックス・データ及びそれらの全ての構成要素は、現状有姿において提供されるものであり、自らの責任において使用いただくものです。ICE Data、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、ライセンシー又はその製品若しくはサービスを後援、推薦又は推奨するものではありません。

信託約款変更が決定した場合には、投資対象が変更となります。変更後の各ファンドが投資対象とする指定マザーファンドの概要および投資する可能性のある上場投資信託証券の概要は以下のとおりです。

(参考) 各ファンドが投資対象とする指定マザーファンドの概要

投資対象とする指定マザーファンドの概要は以下のとおりです。

すべての指定マザーファンドへ投資するものではありません。

ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	(略) 4. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしがたい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	(略) 7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしがたい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	NASDAQ100インデックス・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	<p>(略)</p> <p>6. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド
(略)	
主な投資制限	<p>(略)</p> <p>6. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	<p>(略)</p> <p>6. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	<p>(略)</p> <p>8. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	<p>(略)</p> <p>7. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	<p>(略)</p> <p>8. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	エマージング債券パッシブ・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	<p>(略)</p> <p>6. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	J-REITインデックスファンド・マザーファンド
(略)	
主な投資対象	東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券( <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。
(略)	

主な投資制限	(略) 6. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u>
--------	--

ファンド名	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド (略)
主な投資制限	(略) 7. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u>

ファンド名	D I A Mマナーマザーファンド (略)
主な投資制限	(略) 8. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u>

(略)

## &lt;訂正後&gt;

## 投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条の3、第20条の4および第20条の5に定めるものに限りません。)

- ハ. 金銭債権

- ニ. 約束手形

- 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として別に定めるマザーファンド受益証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次の16.で定めるものを除きます。）
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
19. 預託証券または預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

運用の指図範囲等(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

(参考)各ファンドが投資対象とする指定マザーファンドの概要

投資対象とする指定マザーファンドの概要は以下のとおりです。

すべての指定マザーファンドへ投資するものではありません。

ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	(略) 4. <u>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></u>

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
(略)	

主な投資制限	<p>(略)</p> <p>7. <u>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></u></p>
--------	--

ファンド名	NASDAQ100インデックス・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	<p>(略)</p> <p>6. <u>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></u></p>

ファンド名	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド
(略)	
主な投資制限	<p>(略)</p> <p>6. <u>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></u></p>

ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	<p>(略)</p> <p>6. <u>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></u></p>

ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
(略)	

主な投資制限	(略) 8. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、 <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
--------	--

ファンド名	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド (略)
主な投資制限	(略) 7. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、 <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド (略)
主な投資制限	(略) 8. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、 <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	エマージング債券パッシブ・マザーファンド (略)
主な投資制限	(略) 6. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、 <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	J-REITインデックスファンド・マザーファンド (略)
-------	---------------------------------

主な投資対象	東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券(一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。
(略)	
主な投資制限	(略) 6. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
(略)	
主な投資制限	(略) 7. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	DIAMマネーマザーファンド
(略)	
主な投資制限	(略) 8. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(略)

## (3) 【運用体制】

&lt;訂正前&gt;

## a. ファンドの運用体制

(略)

運用体制は2026年1月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

信託約款変更が決定した場合には、以下の内容が追加されます。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

<訂正後>

a . ファンドの運用体制

（略）

運用体制は2026年1月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

## (4)【分配方針】

&lt;訂正前&gt;

## 収益分配方針

毎決算時(原則として毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日。))に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

(1)分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

信託約款変更が決定した場合には、上記(1)は以下のとおり変更となります。

(1)分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

(2)分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 収益の分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)信託財産に属する配当等収益(配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

信託約款変更が決定した場合には、上記 収益の分配方式は以下のとおり変更となります。

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配

することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができる。

(2)上記(1)の1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(略)

#### <訂正後>

##### 収益分配方針

毎決算時(原則として毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日。))に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

(1)分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

(2)分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

##### 収益の分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)上記(1)の1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(略)

## (5)【投資制限】

&lt;訂正前&gt;

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、指定投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

指定投資信託証券を通じて実質的にまたは直接行う外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

公社債の借入れの指図および範囲(約款第21条)

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2)上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3)信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4)上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第22条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第23条)

1)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

2)委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第29条)

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とし

て、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託約款変更が決定した場合には、上記(5)投資制限は以下のとおり変更となります。

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲(約款第19条の2)

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図範囲(約款第20条の2)

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2)上記1)の信用取引の指図は、次の1.~6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.~6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図(約款第20条の3)

1)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

2)委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3)委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図(約款第20条の4)

1)委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。

4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第20条の5)

- 1)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第20条の6)

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第20条の7)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、投資信託証券(金融商品取引所に上場されているものに限り、以下において同じ。)および公社債を次の1.~3.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
  - 3.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2)上記1)1.~3.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲(約款第20条の8)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)上記1)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲(約款第21条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- 2)上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4)上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第22条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図(約款第23条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 2)委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### 資金の借入れ(約款第29条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

## &lt;訂正後&gt;

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲(約款第19条の2)

- 1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第20条の2)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)上記1)の信用取引の指図は、次の1.~6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.~6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3.有償増資により取得する株券
  - 4.売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図(約款第20条の3)

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
- 2) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図(約款第20条の4)

- 1) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第20条の5)

- 1) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第20条の6)

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第20条の7)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、投資信託証券(金融商品取引所に上場されているものに限ります。以下において同じ。)および公社債を次の1.~3.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
  3. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1)1.~3.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売りの指図および範囲(約款第20条の8)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れの指図および範囲(約款第21条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第22条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図(約款第23条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

2)委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### 資金の借入れ(約款第29条)

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

### 3【投資リスク】

#### <訂正前>

##### <基準価額の主な変動要因>

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて<sup>\*</sup>値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

\* 信託約款変更が決定した場合には、「投資信託証券への投資を通じて」は削除されます。

(略)

#### 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。各ファンドおよび各組入投資信託証券<sup>\*</sup>は、各々の運用方針に基づき、実質組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行う場合があります。

為替ヘッジを行わない実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。為替ヘッジを行う場合は、為替リスクは低減されますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

\* 信託約款変更が決定した場合には「各組入投資信託証券」は「指定マザーファンド等」に変更されます。

(略)

#### <その他の留意点>

(略)

委託会社は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止<sup>\*</sup>、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

\* 信託約款変更が決定した場合には、「投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止」は削除されます。

(略)

#### 注意事項

・各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて<sup>\*</sup>値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。

(略)

\* 信託約款変更が決定した場合には、「投資信託証券への投資を通じて」は削除されます。

(略)

#### <訂正後>

##### <基準価額の主な変動要因>

各ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

(略)

##### 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。各ファンドおよび指定マザーファンド等は、各々の運用方針に基づき、実質組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行う場合があります。

為替ヘッジを行わない実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

為替ヘッジを行う場合は、為替リスクは低減されますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

(略)

#### <その他の留意点>

(略)

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

(略)

#### 注意事項

- ・各ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。

(略)

## 4【手数料等及び税金】

## (3)【信託報酬等】

&lt;訂正前&gt;

各ファンド	以下により計算される と の合計額とします。	
	各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.43%（税抜1.30%）の率を乗じて得た額	
	支払先	内訳（税抜）
	委託会社	年率0.635%
販売会社	年率0.635%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
受託会社	年率0.030%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
	投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55%（税抜50%）未満の率 <sup>*</sup> を乗じて得た額	
	* 2026年4月1日現在は、品貸料の49.5%（税抜45%）以内になります。委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1:1の割合となります。	
	品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取ります。	
	信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。	
指定投資信託証券	指定投資信託証券は、以下の範囲で信託報酬がかかります。	
	純資産総額に対して、年率0%～0.429%（税抜0.39%）程度	
	上記信託報酬は指定投資信託証券によって変動します。	
	ただし、指定投資信託証券の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。	

実質的な負担	<p>各ファンドの日々の純資産総額に対して最大年率1.6379%（税抜1.5040%）程度（概算）</p> <p>上記は、ファンドの信託報酬率と指定投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率の概算です。指定投資信託証券の信託報酬率は、指定投資信託証券の想定配分比率に基づき、信託報酬率が最大となる条件で算出したものです。</p> <p>この値は目安であり、指定投資信託証券の実際の配分比率が変動する可能性や、指定投資信託証券が変更される可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、実質的な信託報酬率は概算で表示しています。</p> <p>有価証券の貸付を行った場合は、上記の各ファンド欄に記載の が加算されます。</p>
--------	--

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

信託約款変更が決定した場合には、（3）信託報酬等は以下のとおり変更となります。

各ファンド	以下により計算される と の合計額とします。																						
	（安定型）																						
	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.99%（税抜0.90%）の率を乗じて得た額																						
	（バランス型）																						
	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.21%（税抜1.10%）の率を乗じて得た額																						
	（積極型）																						
	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.43%（税抜1.30%）の率を乗じて得た額																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支払先</th> <th colspan="3">内訳（税抜）</th> </tr> <tr> <th>安定型</th> <th>バランス型</th> <th>積極型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.435%</td> <td>年率0.535%</td> <td>年率0.635%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.435%</td> <td>年率0.535%</td> <td>年率0.635%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.030%</td> <td>年率0.030%</td> <td>年率0.030%</td> </tr> </tbody> </table>				支払先	内訳（税抜）			安定型	バランス型	積極型	委託会社	年率0.435%	年率0.535%	年率0.635%	販売会社	年率0.435%	年率0.535%	年率0.635%	受託会社	年率0.030%	年率0.030%	年率0.030%
	支払先	内訳（税抜）																					
		安定型	バランス型	積極型																			
委託会社	年率0.435%	年率0.535%	年率0.635%																				
販売会社	年率0.435%	年率0.535%	年率0.635%																				
受託会社	年率0.030%	年率0.030%	年率0.030%																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>				支払先	主な役務	委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価												
支払先	主な役務																						
委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価																						
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価																						
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価																						
<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p>委託会社の信託報酬には、指定マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬が含まれます。</p> <p>投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55%（税抜50%）未満の率<sup>*</sup>を乗じて得た額</p> <p><sup>*</sup> 2026年4月1日現在は、品貸料の49.5%（税抜45%）以内になります。</p> <p>委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1:1の割合となります。</p> <p>品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取ります。</p> <p>信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。</p>																							

上場投資信託証券	<p>投資対象とする上場投資信託証券に対して、以下の手数料がかかります。 (2026年1月現在)</p> <p>純資産総額に対して、最大年率0.65%<sup>(*)</sup></p> <p>(*)投資する銘柄・組入比率などは固定されておらず、実際の組入銘柄、組入状況により変動する場合があります。</p>
実質的な負担	<p>(安定型) ファンドの日々の純資産総額に対して最大年率1.64%(税抜1.55%)</p> <p>(バランス型) ファンドの日々の純資産総額に対して最大年率1.86%(税抜1.75%)</p> <p>(積極型) ファンドの日々の純資産総額に対して最大年率2.08%(税抜1.95%)</p> <p>2026年1月現在。上記はファンドの信託報酬率と投資対象とする上場投資信託証券の信託報酬を合わせた実質的な信託報酬率です。ただし、投資対象とする上場投資信託証券の信託報酬は、投資対象とする上場投資信託証券のうち信託報酬率が最も高いものを最大まで組み入れる条件で算出したものであり、実際の組入銘柄・組入状況等により変動する場合があります。なお、投資対象とする上場投資信託証券は適宜見直しを行うため変更される可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動する場合があります。</p> <p>有価証券の貸付を行った場合は、上記の各ファンド欄に記載の が加算されます。</p>

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

<訂正後>

各ファンド	以下により計算される と の合計額とします。			
	各ファンドの日々の純資産総額に対して、それぞれ以下の率を乗じて得た額			
	信託報酬率	安定型	バランス型	積極型
	総額	年率0.99% (税抜0.90%)	年率1.21% (税抜1.10%)	年率1.43% (税抜1.30%)
	内訳(税抜)			
	委託会社	年率0.435%	年率0.535%	年率0.635%
	販売会社	年率0.435%	年率0.535%	年率0.635%
	受託会社	年率0.030%	年率0.030%	年率0.030%
	支払先	主な役務		
	委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価		
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価			
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価			
	<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p>委託会社の信託報酬には、指定マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬が含まれます。</p> <p>投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55%（税抜50%）未満の率<sup>*</sup>を乗じて得た額</p> <p><sup>*</sup>2026年4月1日現在は、品貸料の49.5%（税抜45%）以内になります。委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1:1の割合となります。</p> <p>品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取ります。</p> <p>信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。</p>			
上場投資信託証券	<p>投資対象とする上場投資信託証券に対して、以下の手数料がかかります。</p> <p>（2026年1月現在）</p> <p>純資産総額に対して、最大年率0.65%（<sup>*</sup>）</p> <p>（<sup>*</sup>）投資する銘柄・組入比率などは固定されておらず、実際の組入銘柄、組入状況により変動する場合があります。</p>			

実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して、それぞれ以下のとおりの料率を乗じて得た額	
	ファンド	料率
	安定型	最大年率1.64% (税抜1.55%)
	バランス型	最大年率1.86% (税抜1.75%)
	積極型	最大年率2.08% (税抜1.95%)
<p>2026年1月現在。上記はファンドの信託報酬率と投資対象とする上場投資信託証券の信託報酬を合わせた実質的な信託報酬率です。ただし、投資対象とする上場投資信託証券の信託報酬は、投資対象とする上場投資信託証券のうち信託報酬率が最も高いものを最大まで組み入れる条件で算出したものであり、実際の組入銘柄・組入状況等により変動する場合があります。</p> <p>なお、投資対象とする上場投資信託証券は適宜見直しを行うため変更される可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動する場合があります。</p> <p>有価証券の貸付を行った場合は、上記の各ファンド欄に記載の が加算されます。</p>		

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

#### (4) 【その他の手数料等】

< 訂正前 >

(略)

・その他の費用

(略)

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

投資対象とする指定投資信託証券でかかる費用等は、間接的に各ファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

主な費用
<p>信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。</p> <p>また、マザーファンドで負担する、有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用を負担することになります。</p>

信託約款変更が決定した場合には、上記 ~ が以下のとおり変更となります。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、間接的に各ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

#### <訂正後>

(略)

・その他の費用

(略)

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、間接的に各ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

#### (5)【課税上の取扱い】

##### <訂正前>

(略)

…(参考情報)ファンドの総経費率…

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
安定型	1.47%	1.43%	0.04%
バランス型	1.47%	1.43%	0.04%
積極型	1.49%	1.43%	0.06%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年7月22日~2025年6月30日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※指定投資信託証券(マザーファンドを除きます。)(以下、投資先ファンドといいます。)(以下、投資先ファンド)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

##### <訂正後>

(略)

## … (参考情報) ファンドの総経費率 …

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
安定型	1.47%	1.43%	0.04%
バランス型	1.47%	1.43%	0.04%
積極型	1.49%	1.43%	0.06%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年7月22日~2025年6月30日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※指定投資信託証券(マザーファンドを除きます。)(以下、投資先ファンドといいます。)(以下、投資先ファンド)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※2026年5月21日に信託報酬率(税込)を、安定型は「年率1.43%」から「年率0.99%」、バランス型は「年率1.43%」から「年率1.21%」に引き下げました。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況<<参考情報>>につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

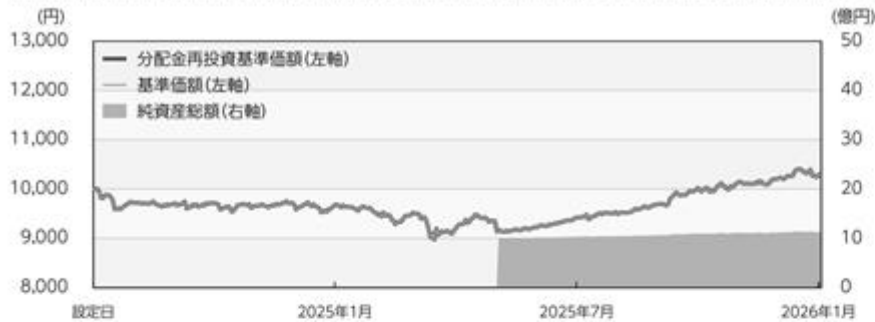
<更新・訂正後>

&lt;&lt; 参考情報 &gt;&gt;

データの基準日:2026年1月30日

安 定 型

## 基準価額・純資産の推移 (2024年7月22日~2026年1月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2024年7月22日)

## 分配の推移 (税引前)

期間	金額 (円)
2025年 6月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

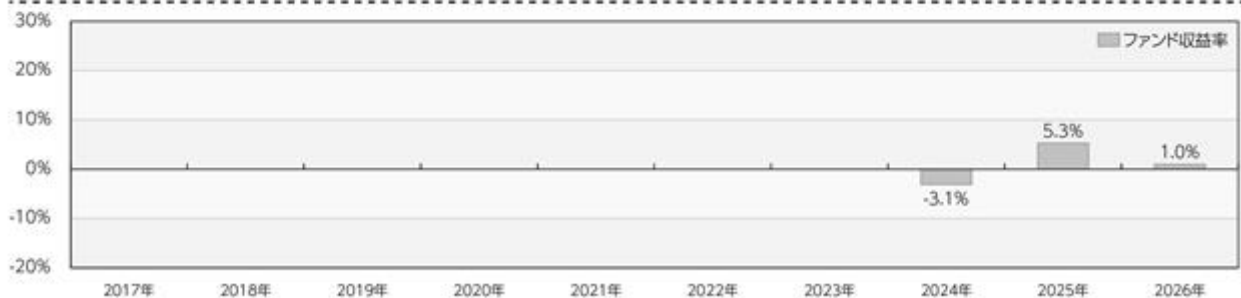
## 主要な資産の状況

2026年5月21日に信託約款の変更を行い、主要投資対象の一部を変更しました。以下は2026年1月30日時点のデータを表示しています。

■組入上位10銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	16.06
2	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	13.42
3	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	12.93
4	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	12.52
5	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	5.20
6	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	5.09
7	VANECK J. P. MORGAN EM LOCAL CURRENCY BOND ETF	4.97
8	VANGUARD S&P 500 ETF	3.95
9	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	2.09
10	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	1.70

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年は設定日から年末までの収益率、および2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2026年1月30日

## バランス型

## 基準価額・純資産の推移 (2024年7月22日～2026年1月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2024年7月22日)

## 分配の推移(税引前)

2025年6月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

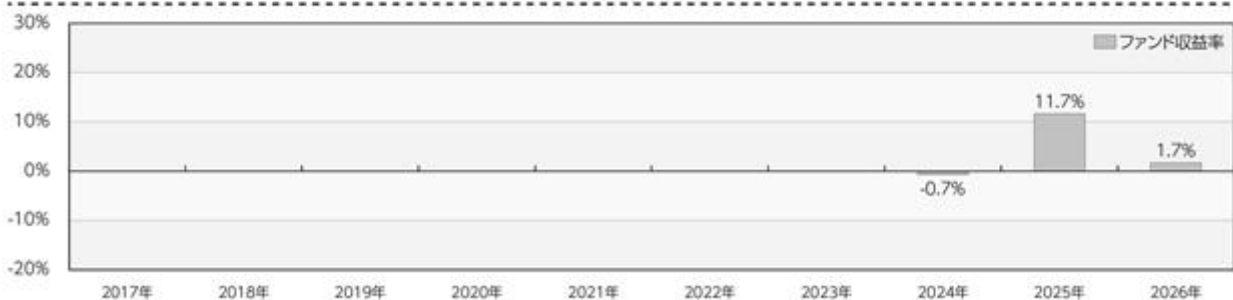
## 主要な資産の状況

2026年5月21日に信託約款の変更を行い、主要投資対象の一部を変更しました。以下は2026年1月30日時点のデータを表示しています。

## ■組入上位10銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	22.35
2	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	17.72
3	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	13.30
4	VANGUARD S&P 500 ETF	12.20
5	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	5.63
6	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	4.87
7	VANECK J. P. MORGAN EM LOCAL CURRENCY BOND ETF	2.97
8	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	2.96
9	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	0.93
10	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	0.79

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年は設定日から年末までの収益率、および2026年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

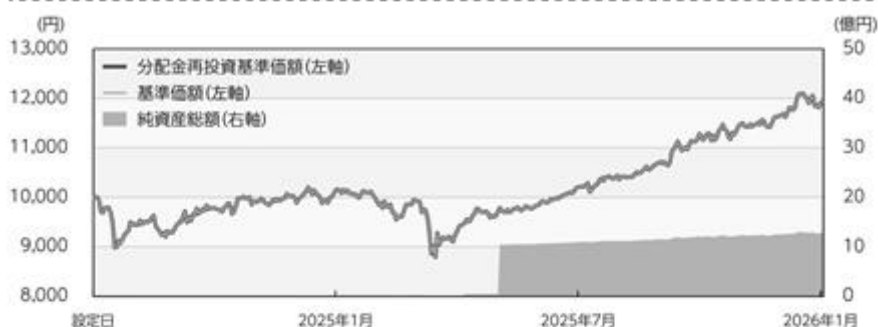
○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2026年1月30日

## 積 極 型

## 基準価額・純資産の推移 (2024年7月22日～2026年1月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2024年7月22日)

## 分配の推移(税引前)

2025年 6月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

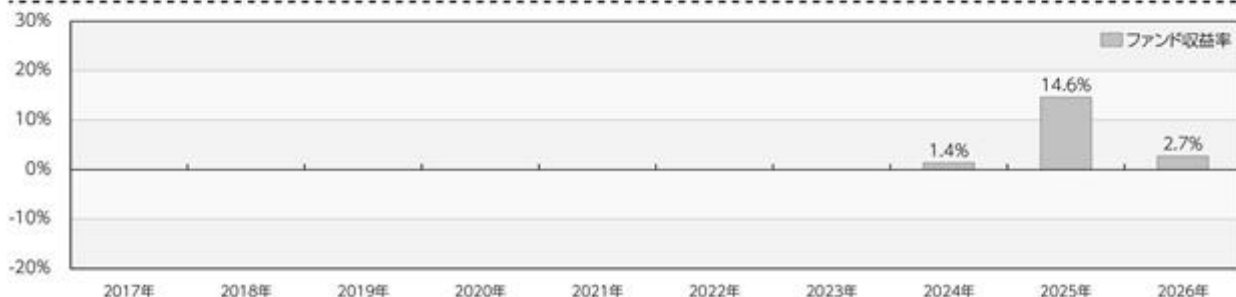
## 主要な資産の状況

2026年5月21日に信託約款の変更を行い、主要投資対象の一部を変更しました。以下は2026年1月30日時点のデータを表示しています。

## ■組入上位10銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	35.45
2	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	21.42
3	VANGUARD S&P 500 ETF	9.83
4	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	9.30
5	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	7.90
6	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	5.12
7	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	4.42
8	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	0.09
9	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド	0.02
10	One国内小型株オープン(FOFs用)(適格機関投資家限定)	0.01

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年は設定日から年末までの収益率、および2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

委託会社は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止<sup>\*</sup>、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

\* 信託約款変更が決定した場合には、「投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止」は削除されます。

（略）

<訂正後>

（略）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

（略）

### 2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（略）

委託会社は、投資を行った投資信託証券の換金停止<sup>\*</sup>、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

\* 信託約款変更が決定した場合には、「投資を行った投資信託証券の換金停止」は削除されます。

（略）

<訂正後>

（略）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

（略）

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### < 訂正前 >

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

##### < 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
上場投資信託証券	計算日における金融商品取引所等の最終相場
内国投資信託証券	計算日の前営業日の基準価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

信託約款変更が決定した場合には、< 主な投資対象の時価評価方法の原則 > は以下のとおり変更となります。

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）</li> <li>・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）</li> <li>・価格情報会社の提供する価額</li> </ul>
不動産投資信託証券	計算日における金融商品取引所等の最終相場
上場投資信託証券	計算日における金融商品取引所等の最終相場
上場先物取引等	計算日における主たる金融商品取引所等が発表する清算値段または最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

(略)

##### < 訂正後 >

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
不動産投資信託証券	計算日における金融商品取引所等の最終相場
上場投資信託証券	計算日における金融商品取引所等の最終相場
上場先物取引等	計算日における主たる金融商品取引所等が発表する清算値段または最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

（略）

（５）【その他】

< 訂正前 >

（略）

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

（略）

< 訂正後 >

（略）

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

また、マザーファンドの投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社（アセットマネジメントOne U.S.A.・インク）の間の当該契約は、原則として期間満了の90日前までにいずれの当

事者からも別段の意思表示がない限り、マザーファンドの信託終了まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(略)

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

（略）

(2) 販売会社

（略）

< 訂正後 >

（略）

(2) 販売会社

（略）

(3) 投資顧問会社

名称	Asset Management One USA Inc.
資本金の額	400万米ドル（2025年12月末日現在）
事業の内容	米国において投資顧問業務を営んでいます。

##### 2【関係業務の概要】

< 訂正前 >

（略）

「販売会社」は、以下の業務を行います。

(1) 募集の取扱いおよび販売

(2) 追加設定の申込事務

(3) 信託契約の一部解約事務

(4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い

(5) 受益者に対する収益分配金の再投資

(6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付

(7) その他上記に付帯する業務

< 訂正後 >

（略）

「販売会社」は、以下の業務を行います。

(1) 募集の取扱いおよび販売

(2) 追加設定の申込事務

(3) 信託契約の一部解約事務

(4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い

(5) 受益者に対する収益分配金の再投資

(6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付

(7) その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

投資顧問会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき、グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンドの信託財産の運用助言等を行います。